

平成26年度(平成25年度分)

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書



平成26年8月

東久留米市教育委員会

目 次

	ページ
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針	1
(1) 点検及び評価の目的	
(2) 点検及び評価の対象	
(3) 点検及び評価の実施方法	
(4) 評価の記述	
3 東久留米市教育委員会の平成25年度活動概要	2
4 平成25年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針	2
教育目標	
○自ら学び、知を創造する人間	
○豊かな心と人間性を高めていく人間	
○たくましく成長する人間	
○粘り強く行動し、実現する人間	
基本方針	
●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立	
●基本方針2 確かな学力の育成	
●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成	
●基本方針4 健やかな心と体の育成	
●基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進	
5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成25年度主要施策の点検及び評価	5
6 平成25年度主要施策の点検及び評価に関する説明会の開催等及び有識者か らの意見	53
(資 料)	
○東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価の実施要綱	57
○平成25年度教育委員会における審議内容一覧	58
○平成25年度教育委員会委員の活動概要一覧	61
○平成25年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と 事務事業の一覧	63

※平成25年度までは教育目標に「年度」表記がありました。
※原則、本文中の表記は「用事用語ブック第5版」(時事通信社)
によっています。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、施行された。この改正において、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価の目的

- ①東久留米市教育委員会は、毎年、教育委員会が所管する事務事業についての点検及び評価を行い、実態や取り組みの状況を明らかにすることにより、課題を把握し、教育行政の一層の推進を図る。
- ②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することにより説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

「平成25年度の基本方針」に基づき主要施策を構成する事務事業とする。なお、基本方針を構成している「施策の方向」については年度当初の設定に限らず実態に合ったものに改め、年度途中からであっても実施した施策の方向及び事務事業について評価することとした（教育関連の事務事業の体系図はP.63参照）。

(3) 点検及び評価の実施方法

- ①点検及び評価は前年度の「基本方針」の進捗状況を事務事業を基に成果を図り、今後の取り組みの方向性も示すものとし、年1回実施する。
- ②主要施策の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- ③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
ア 「点検・評価に関する有識者」は教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- ④点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに市民に公表する。

(4) 評価の記述

「評価」に当たっては今年度から目標の「成果」を図る指標に改め、所管が判断した結果を教育委員が最終判断を行っている。「評価」は「取組状況」に対してどの程度目標に達したかを図るものとし、3段階評価「前進、進行中、停滞」とする。「今後の方向」については記述及び4段階の方向性「拡充、継続、改善、縮小」を示す。なお、本来、今後の方向を示すには予算の裏付けが必要であるが、評価の時点では教育委員会としての意向を示すものとする。

《取組状況の評価》

前 進	取り組みが目標どおり前進し、これまでの水準を超える大きな成果が見られた
進行中	これまでの水準を維持して取り組みが順調に進んでおり、一部成果も見られた
停 滞	課題遂行の困難性が増し（大きな課題が発生し）、取り組みが停滞している

《今後の方向》

拡 充	さらに事務事業を充実し、拡充する
継 続	現在の成果を維持する
改 善	施策（事務事業）を見直す必要がある
縮 小	施策目標の修正または施策内容（事務事業）を縮小すべきである

3 東久留米市教育委員会の平成25年度活動概要

東久留米市教育委員会は、東久留米市長が東久留米市議会の同意を得て任命された5人の教育委員会委員により組織される合議制の執行機関で、その権限に属する教育に関する事務を執行管理している。教育委員会委員の任期は4年である。また、5人の委員の中から教育委員会委員長とともに教育委員会事務局の長として教育長が選任されている（平成25年8月1日～26年3月31日は教育長が欠員）。

教育委員会の会議は、原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて緊急案件等を審議する臨時会、議案の事前審議やその他、研究を要するものを協議する協議会や視察等を行っている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長へ予算に対する意見を述べた。

東久留米市教育委員会は、教育行政の基本となる「教育目標」とこれを達成するための「基本方針」及び「施策の方向」を策定している。平成25年度には、学校教育の分野では、安全な学校と信頼される教育の確立を目指し各学校が創意工夫を凝らして取り組む「特色ある学校づくり」、確かな学力育成のための学習指導の工夫・改善として「授業改善研究会」の充実や「理科支援員の配置」、健やかな心と体の育成のための「小学校体育副読本の給付」などの事業を継続して行い、教育施策の推進を図った。また、生涯学習の分野では、広く市民に対し、生涯を通じて積極的にスポーツや学習活動に取り組めるよう各種事業を年間通して行ったとともに、生涯学習センターや図書館などの生涯学習施設、スポーツセンターなどの体育施設の利用促進を図った。

また、本報告書の作成にあたっては25年度（24年度分）に評価の記述を大きく改めたが、26年度（25年度分）についてはその形式を生かすこととし、有識者への説明会も引き続き行った。

【教育目標】

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

○自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

○豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にすることを心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

○たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

○粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

【基本方針】

東久留米市教育委員会は、市の基本構想が掲げる「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」と、それを実現するために示された「みんなが主役のまちづくり」という基本理念の下、「教育目標」を達成するために、「基本方針」及び「主要施策の方向」（P. 7以降）に基づき、総合的に教育施策を推進します。

●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。

そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。

●基本方針2 確かな学力の育成

主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。

そのために、小・中連携に基づく系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を実現するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう、学習指導の工夫・改善を推進します。

●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。

●基本方針4 健やかな心と体の育成

すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体健康について理解を深めることが求められます。

そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。

●基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、生涯学習社会の確立を実現することが求められます。

そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。

また、市の文化財の保護・活用を通じて、歴史や文化に関心を持てるような取り組みを進めます。

4 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成25年度主要施策の点検及び評価

点検・評価については「施策の取組状況」として事務事業を示し、主な項目ごとまたは関連項目ごとに評価を記載しています(カッコ内は主な所管課)。事務事業については市で行っている行政評価の対象となっているものに加え、それには含まれていないが目標を達成するために行っている取り組みについても掲載しています。

※教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業等の体系については、P.63以降の「平成25年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と事務事業の一覧」を参照。

基本方針1

●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

【施策の方向】

学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室・学務課・総務課)

①学校経営の推進

《事務事業》教職員の人事管理の推進(教職員給与事務・教職員旅費支払事務)、教職員の健康の保持・増進(教職員健康診断事業【法定】・教職員健康診断事業【法定外】)



↑学校評議員は定期的に各校を訪問し、授業を参観したり、スクールランチの試食も行っています(中学校)。

取組内容

◎学校経営の推進に当たっては学校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や日常的な職務を通じた人材育成の充実を図った。

◎学校経営の組織的・継続的な改善により、家庭や地域と連携した質の高い学校教育を実現するため、内部評価や学校関係者評価など全校が「学校評価」の充実を図り、さらに学校評議員を委嘱することにより広く市民の意見も聴取した。それらの結果を踏まえ、指導室では学校長が学校経営でリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行えるよう支援も行った。

◎学校運営の中核を担う教員、学校経営を担うことが期待される教員(30代の主任教諭2年目以上の者)を対象に「学校マネジメント講座」を3日間開催し、16人の参加があった。学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、そのための資質・能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成に努めた。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

市の教育目標や学校の教育計画に基づいて的確な学校経営の推進を図り、校長等教育管理職のリーダーシップの伸長を図り、主幹・主任教諭等の効果的な活用を図ることができたことは評価できる。学校評議員制度の下に学校の教育活動の公開や学校評価等を有効に取り入れ、学校経営の改善に努めたことは評価できる。さらに、評価結果については各学校ホームページや学校だより、保護者会等を通じて外部に公表し、多面的に評価内容を受け入れて改善を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も、教育委員会・学校とも、地域・保護者等からの外部評価を真摯に受け止め、改善すべきところを見直していく。さらに、教育管理職のリーダーシップの伸長を図るため、研修のより計画的な取り組みを行っていく必要がある。

取組内容

市の教育目標や学校の教育計画に基づき、より充実した学習支援に取り組み、教員一人ひとりが「分かる授業」「できるようになる学習」「楽しい時間」を目指し、教員の資質向上に向けて、教員に求められる四つの力「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図り、授業や学校行事の工夫改善に不断の努力を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

個々の教員が主体的に教育委員会主催の研修及び各学校で行われている研究活動により、日々、教員としての資質の向上を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も、地域・保護者等から信頼される学校・教育活動であるために、教育センターや指導室との連携を一層深め、教員が系統性を持って意欲的に研修に取り組めるような研修体系を構築していく必要がある。

取組内容

学校組織の活性化には学校運営の担い手である教職員が心身ともに健康であることが求められるため、必要な健康管理を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

市の教育目標や学校の教育計画に基づいてより充実した学習支援に取り組めるよう、教職員の健康管理に配慮したことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も教員が心身ともに健康で、より指導力を発揮できるよう、さらに環境を整えていく必要がある。

②児童・生徒等の就学の推進

《事務事業》児童・生徒等の就学の推進(小・中学校入学通知事務、小・中学校在籍者名簿管理事務、就学通知事務、指定学校変更事務)、経済的負担の軽減(就学援助事業、日本スポーツ振興センター保険加入事業)

取組内容

◎小・中学校に入学すべき児童・生徒の保護者に対し、小・中学校を指定した入学通知書を発送するとともに、在籍者の名簿を作成して名簿管理を行い、日本スポーツセンターの保険に加入している(25年度:小学生5,701人・中学生2,684人7,755,265円、24年度:小学生5667人・中学生2,787人・7,784,680円)。

◎調整区域やその他の事情で指定校を変更する場合は保護者からの申請に基づき、指定校変更申請の判定会を行う。さらに、経済的な負担を軽減するため就学援助事業を実施し、給食費をはじめとした学用品費などの援助を行っている。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

指定校を変更して就学することについては、さまざまな理由により不登校となっている児童・生徒に対し、通学しやすい教育環境を提供していくことになるので評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も児童・生徒の就学に関しては、指定校変更や就学援助などに関する教育的配慮を行っていく。

③信頼される教育の確立

《事務事業》教育委員会会議開催事業、教育委員会報作成事業、教育委員会会議録作成事業、教育委員会交際事業、指導主事研修事業、学校間連絡事務、成績一覧表調査委員会事業【都指定】、教育長会参画業、教育委員会連合会参画事業、教育関係団体負担金参画事業、教育振興基本計画(仮称)策定事業、教育委員会生徒表彰事業、小・中学校周年行事事業

取組内容

教育委員会定例会・臨時会・協議会を開催し、懇談を重ね、教育にかかる議案等を精力的に審議（協議）し正案を得た（P. 58参照）。平成25年度は定例会12回（毎年度12回）、臨時会12回（24年度15回、23年度6回）、協議会3回（24年度2回、23年度4回）を開催し、合わせて議案68件（24年度91件、23年度50件）、報告事項63件（24年度83件、23年度78件）、協議事項4件（24年度4件、23年度4件）等に及んだ。

評価 前進 進行中 停滞

教育委員会委員は事前に議案や報告書等の多くの資料を読み込んで審議に臨んできており、また、事務局も限られた会議時間で案件を効率的に審議できるよう、各所管が分かりやすい資料づくりを心がけ、会議で活発な議論を行えたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

審議案件も多く、配布資料も膨大な量になってきている。重要案件については協議会を開いて説明を行い、また、会議開催前に教育委員がじっくり目を通せる期間を設けるため、議案や報告資料の送付期日をさらに配慮する必要がある。

取組内容

教育委員会委員は教育における見聞を広め、都県・他区市町村教育委員との情報交換の機会を持つため、東京都市町村教育委員会連合会等の会議（研修）に積極的に参加した。また、市立学校長との懇談や学校の各種行事にも参加し、本市の教育現場の状況把握に努めた（P. 61参照）。

評価 前進 進行中 停滞

教育委員会委員が各種会議（研修）や学校への行事出席で得た情報・知識等を委員相互で積極的に交換し、また、定例会等においては報告事項とするなど情報収集に努め、認識の共有を図り、活用したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

教育を取り巻く厳しい環境を分析し、本市の教育的課題に対応するため、今後も教育委員が適切な情報を得られるようにする必要がある。

取組内容

平成26年度からの計画期間を予定している「教育振興基本計画（仮称）」の素案を事務局の検討会でまとめ、懇談会を2回開催し、パブリックコメントを行うなど、実施できる段階までの案を作成した。

評価 前進 進行中 停滞

本計画を策定するに当たり、平成22年12月に「教育振興基本計画策定委員会設置要綱」を設け、無内部で検討してきた。25年度には策定委員会による素案をまとめ、パブリックコメントを行うなど、平成26年度施行に向けた準備ができたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

「教育振興基本計画（仮称）」は市の教育目標とともに教育行政の根幹を示すものである。平成26年度の早い段階からの施行に向け、平成25年度にまとめた成果を実施に移していく予定である。

取組内容

教育委員会会議録、教育委員会だより及びホームページの作成により、本市の教育行政の周知に努めた。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

会議録は（非公開の会議・協議会を除く）、2カ月以内にホームページで公開し、同時に、製本して市政情報コーナーや図書館で閲覧できるように努めたことは評価できる。教育委員会だよりは発行回数が年2回であるができるだけお知らせ記事にとどまらないよう特集を組み、より市民に本市の教育行政に関心を持ってもらえように努めた。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

「開かれた教育」のために今後も教育行政の周知に努めていく。

取組内容

平成25年度教育委員会生徒表彰を行うに当たり、全中学校から14人（男女7人ずつ）が推薦され、表彰審査会にて審査し、教育長により14人全員が決定された。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

この事業は実施して4年目になるが、生徒会等の学校活動や音楽・演劇等の文化的分野における活動を評価することにより、教育的効果を高めてきていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

さらに生徒の自主的な活動が広がることが期待され、生徒の励みとなる事業であるため、今後も実施していく。

取組内容

平成25年度に東中学校が創立50周年を迎え記念式典を挙げるに当たり、記念誌を発行した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

記念誌を発行して、節目となる創立記念を児童・生徒の記憶に残す事業を行ったことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も各校が創立記念の事業を行うに当たり、誇れる歴史を残せるよう支援していく。

【主要施策の方向】

子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、非常事態に対応できるような防災教育を行い、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。さらに、学校施設の非構造部材を含めた耐震化や老朽化する教育施設の整備に努めます。

(施策の取組状況)

(学務課・総務課)

①子どもの安全確保の推進

《事務事業》安全な通学の推進(学校通学路指定事務・交通擁護員活動事業)

取組内容

子どもの安全確保については保護者や学校から多様な要望があり、12校の小学校から通学路に関する要望を受け、通学路の路面表示やスクールゾーンの塗り直し、標識の設置などを行った。そのほか、小学校6校からは学校安全ボランティアの協力をいただき、子どもの登・下校の安全確保をさらに強化した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

保護者や学校からの要望に基づき、通学路の点検及び見直しを行うことにより、児童の登・下校時の安全を確保できたことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も学校安全ボランティアをはじめとして、通学路の安全点検を行いながら子どもの登・下校における安全確保に努めていく。

取組内容

交通擁護員を引き続き必要な個所に配置し、子どもの登・下校における安全確保の推進を図った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

交通擁護員の配置は、交通に関する安全確保だけでなく不審者対策も兼ねているため、交通・不審者対策両面から児童の安全を確保できたことが評価される。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

通学路の安全対策は全国的にも急務であり、交通擁護員の担う役割は大きいと認識しており、今後も必要な所に配置していく。



↑ 通い慣れた通学路ですが、車や自転車を確認してから、きちんと横断歩道を渡ります(小学校)。

②学校の安全管理の推進

《事務事業》学校施設の整備の推進(小・中学校改修・補修事業、小・中学校施設管理事業、小・中学校耐震補強事業、小・中学校非構造部材耐震化事業、東京都公立学校施設整備期成会参画事業)

取組内容

学校施設の改修・補修事業として、小山小学校及び本村小学校の校舎の大規模改造工事を実施し、教育環境の整備・安全性の向上を図った。また、本村小学校の上空通路改修工事も実施した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

市の厳しい財政状況下にあつて耐震補強工事等が優先して実施されてきたが、平成25年度から多額の費用を要する学校施設の大規模改修について着手したことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

◎平成26年度以降も児童・生徒の安全確保に向け、各施設の危険個所等の日常的点検を実施するとともに、より一層、簡易修繕を行うなどの取り組みを強化し、事故等の未然防止に努める必要がある。

◎校舎及び体育館の耐震化事業が終了した平成25年度以降は、引き続き、大規模改修工事及び非構造部材の耐震化に取り組んでいく。

◎空調機の設置については特別教室も補助対象となるよう、引き続き、教育長会や市長会等を通じて要望していく。

取組内容

久留米中学校及び西中学校において平成26年度に特別支援学級が開級されることに伴い、各教室や職員室等の整備工事を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

特別支援教育におけるより良い教育環境を整備したことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後、特別支援学級が開級される場合には整備工事を行う予定である。

【施策の方向】

学校の規模や配置・通学区域を見直すことで、「東久留米市立学校再編成計画」（平成14年11月策定）において本市が目指す「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる」よう、より良い教育環境の整備・充実に努めます。

(施策の取組状況)

(学校適正化等担当)

①機能的な学校づくりの推進

《事務事業》学校の適正規模の推進（学校再編成事業）

取組内容

旧第四小学校は平成22年4月に策定した「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」に基づき、平成24年3月末で閉校となった。平成24年度には旧第四小学校の備品や物品の再活用・処分など閉校後の事務的作業を進めた。

また、閉校記念碑を設置するため、旧第四小学校の関係者を交えて打ち合わせを行い準備を進めてきた。平成24年度内の設置はできなかったものの、平成25年度には設置することができた。

評価 前進 進行中 停滞

関係者の協力を得て閉校記念碑の設置ができたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

◎本市における学校の適正規模の推進は「東久留米市立学校再編成」が目指すところの「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる権利を保障するために学校を設置する」との方針に基づき、今後も「単学級・小規模校の解消」を最優先課題として取り組んでいく。

【施策の方向】

地球温暖化対策等や環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテンなど省エネルギーに向けた取り組み、ならびに理科教育設備に係る教材整備を進め、教育環境の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課)

①教育環境の整備の推進

《事務事業》校庭芝生化事業、新学習指導要領に係る教材整備事業、教育施設エネルギー管理事業

取組内容

地球温暖化対策、緑化対策に加え、環境学習効果や地域でのコミュニティ形成に資するものとして、平成25年度は西中学校校庭芝生化工事に伴う実施設計委託を行った。

評価 前進 進行中 停滞

第十小学校の校庭芝生化はこれまでにない規模で行っており、大きな教育環境の効果が期待できる。

今後の方向 拡充 継続

改善 縮小

芝維持管理に手間がかかるため、良い状態で維持するためには専門業者・学校関係者・ボランティア等が一体となって協力して維持管理していく体制をつくっていく必要があるが、第六小学校・小山小学校・第十小学校に引き続き、平成26年度は西中学校校庭の芝生化事業を推進する。



↑青々した緑の芝生を維持するには、年間を通しての日常の手入れが欠かせません。写真はボランティアの皆さんが小学校の校庭で作業をされている様子。

取組内容

理科教育設備に伴う教材の整備については、平成24年度に引き続き、25年度も小・中学校における各教材の消耗品や備品を購入し整備を行った。

評価 前進 進行中 停滞

理科教育設備に伴う教材の整備を国庫補助金を活用して実施したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も必要な消耗品及び備品の整備を進めていく。

【施策の方向】

子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室・総務課)

①**特色ある学校づくりの推進** ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。



↑ 地域の手打ちうどんの会の皆さんと一緒にうどんを打ちます。自分で作るとおいしいな(小学校)。

取組内容

全小・中学校が年度当初に特色ある学校づくりの計画を立て、推進を図った。学校では1学期から子どもたちの実態を把握し、保護者や地域の協力の下に取り組んでいる。

評価 前進 進行中 停滞

児童・生徒の体験活動や外部人材の活用などの充実を図りながら、積極的に取り組んでいることは評価できる。25年度には茶の湯、麦刈り、太鼓、柳窪囃子(ばやし)、竹の子まつり、原始人クラブ、学校農園活動、異学年交流、読書活動等を行った(24年度も同様)。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も学校だよりやホームページ等を通して市民に各学校の教育内容を広く周知する機会を設けていく。

【施策の方向】

学校の自立的改革を進めるために、校長の学校経営計画に基づき、年間指導計画を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実にを行い、教育課程の適正な編成・実施を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①**教育課程の適正な運営**

《事務事業》学校運営事業【指導】、教科書採択事業

取組内容

「週ごとの指導計画」は小・中学校ともに100%の提出状況であり、校長の指揮の下、教育活動を計画的に実施している。学校評価についても教職員による内部評価、保護者や地域関係者による学校関係者評価を全校が実施し、保護者・地域の期待に応える努力をしている。

評価 前進 進行中 停滞

◎ 「週ごとの指導計画」の提出は定着しており、教育課程が適正に実施されていることは評価できる。

◎ 学校評価については関係者評価を中心に数値を公表し、肯定的な数値の割合が少ない項目について

は改善策を示している。例えば「分かりやすい授業づくり」の場合、その手立てを指導案に明記して参観した教員相互で評価して成果を共有し、課題を次期以降の授業で解決するよう図っていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も保護者には保護者会や学校だよりにより、地域関係者には学校評議員会などで説明していく。

【施策の方向】

わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、授業研究を通して校内研究の充実を図り、学習指導の工夫・改善を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

① 学習指導の工夫・改善の推進

《事務事業》東久留米市教育研究奨励事業【研究推進校・研究奨励校モデル校事業】、授業改善研究会の実施

取組内容

東京都による学力調査、さらに本市独自でも学力に関する調査を実施し、児童・生徒の各校の実態に合った授業改善推進プランを立てて、学習指導の工夫・改善を推進している。小学校では教科等で育成したい能力を明確にして年間の研究テーマを設定し、低・中・高学年の分科会等を設けて研究授業を行い、「分かる授業」「できるようになる学習」を目指して校内研修に取り組んでいる。中学校では教科の枠を超えて、授業を教員相互に公開し、授業力向上に取り組む校内研修を進めている。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

小学校においては指導の工夫・改善のための研修には研究授業と協議を行い専門性の高い教育関係者を講師に招き、指導・助言を受けることが定着しており、若手教員の指導力向上が図られている。中学校においては教科別の授業改善研究会の取り組みが指導力向上のための貴重な機会となっている。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

市教育委員会としては授業改善研究会で教科別の授業研究を年間3回・合計84回行った。また、若手教員（1年次～3年次）は授業力向上のための授業研究を年間3回・合計195回行った（表1参照）。さらに、毎年、東京教師道場※の部員及びリーダーへ市内の教員を積極的に推薦している。

<表1 小・中学校授業改善研究会教科別参加教員数>

年度		国語	社会	算数・数学	理科	生活	音楽	図画工作・美術	技術
H23	小学校	35	19	32	19	17	16	17	
	中学校	18	14	20	20		8	8	17
	全体数	53	33	52	39	17	24	25	17
H24	小学校	32	19	31	20	21	16	15	
	中学校	17	15	22	21		7	8	7
	全体数	49	34	53	41	21	24	23	7
H25	小学校	30	18	34	20	20	15	15	
	中学校	17	16	19	21		8	8	7
	全体数	47	34	53	41	20	23	23	7
		家庭	体育・保健体育	道徳	外国語活動・外国語	総合的な学習の時間	特別活動	特別支援教育	教員数
H23	小学校	15	29	18	16	14	19	21	287
	中学校	8	7	20	11	11	10	10	182
	全体数	23	36	38	27	25	29	31	469
H24	小学校	14	24	18	16	16	16	22	280
	中学校	8	17	23	9	9	9	10	183
	全体数	22	31	41	25	25	25	32	463
H25	小学校	14	23	17	18	17	15	30	
	中学校	7	17	8	23	8	8	11	
	全体数	21	40	25	41	25	23	41	

【施策の方向】

教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、授業改善推進プラン、年間指導計画や評価計画、評価規準_※などの公表を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①**授業改善推進プラン等の公表** ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

年間指導計画や評価計画及び評価規準等は教育課程の届出とともに各学校から提出を受け、さらには各学校のホームページや年度当初の保護者会・学校だより等でも、授業改善推進プランとともに公表に努めている。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

年間指導計画や評価計画及び評価規準等については、全小・中学校で年度当初に示された。授業改善推進プランは国や東京都・市による学力・学習状況等に関する調査の結果を踏まえて毎年夏までに見直しを行い、10月以降、全小・中学校のホームページに掲載していることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も夏季休業日などを利用して、次年度から使用される教科用図書の研究を行うとともに、年間指導計画策定のための資料収集などを行っていく。

※「規準」は「道徳の規準」「社会生活の規準」など、「何かを行う際に手本や標準とすべきもの」に使われ、「基準」は「選考基準」「前年度実績を基準にして算出する」など数値が入るもので、「物ごとを判断するためのよりどころとするもの」に使われます。 出典：広辞苑

【施策の方向】

教員の授業改善及び指導力の向上に資するため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①**教職員の研修の充実**

《事務事業》教員研修事業【校内・校外】、教員指導力向上事業、教職員研修活動事業【都指定】、コンピュータ研修事業、生活・進路指導事業、コア・サイエンス・ティーチャ
二_※活用事業

取組内容

◎指導室事業として初任者研修をセンター研修10回と宿泊研修(2泊3日)、2・3年次研修(年間4回)、4年次授業観察(年間1回)、10年経験者研修(年間7日程度)を、主に教育センターと学校において実施した。これらの研修は本市の教員の約3分の1に当たる約150人の若手・中堅教員が対象であり、該当するすべての対象職員が受けなければならない悉皆(全員が該当する)研修として、授業改善・工夫と教員の資質向上を目指した内容の研修を中心に行った。



↑総合的な学習の時間の取り組みや学力向上の方策についての研究協議を行いました(中学校)。

◎教務、生活指導、進路指導の各主任会や主幹会等の職層による研修を開催した。

◎夏季休業期間中（4日間程度）、教員を対象にした特別研修会を計画し、教科指導の技量アップや児童・生徒理解を進めるための講座や実技研修等を行い、自由選択講座のほか若手教員のため悉皆講座を開催し、延べ458人が参加した（24年度309人、23年度289人）。

評価 前進 進行中 停滞

研修の機会は指導室年間計画で示し、各学校とも該当者全員が参加できるよう努力していることは評価できるが、より市が直面する教育課題に対応した研修も実施していく必要がある。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

夏季休業期間中の研修は児童・生徒のサマースクールや東京都教育委員会主催の研修等との日程の重複などが課題であるが、今後も東京都の研修決定後に本市が2次募集を行うことで、研修を希望する教員の研修機会をできる限り確保している。

※コア・サイエンス・ティーチャー（Core Science Teacher（CST））…東京都教育委員会がお茶の水女子大学と共同で養成した、地域の理数教育において中核となる、指導力と教材開発力に優れた小・中学校の教員のこと。

【施策の方向】

東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、教育に関する情報の収集・発信についても機能の充実を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室）

①教育センター事業の効果的展開

《事務事業》教育センター維持管理事業

取組内容

◎教育相談の回数は月平均200回を超え、年延べ3,000回以上の相談を受けている。不登校の児童・生徒が入室している学習適応教室は小学生3人と中学生17人が通い（24年度18人、23年度26人）、学校復帰することを目指している。

◎教職員等の研修で教育センター研修室を活用した年間回数は325回であり、70回の研修会等で活用した（24年度333回・60の研修、23年度329回・68の研修）。

◎学校教育活動の支援として、情報教育支援員の派遣、箏・三味線の和楽器の貸し出し、人権学習や教科のビデオ教材の貸し出し等を年間通して実施した。

◎市立小・中学校の教育活動を支援するため、教育関係職員の研修や教育に関する調査研究等を行う学校支援室にスクールソーシャルワーカー※3人（24年度・23年度のいずれも3人）を配置し、福祉的なアプローチで児童・生徒を支援した。

評価 前進 進行中 停滞

相談室は17人の相談員により相談業務（来室と電話による）及び各種検査等で対応し、相談件数が3,000回を超えることから要望は大きい（学習適応教室は個別指導を中心に6人の指導員で対応している）。学校復帰率は上級学校への進学を含め高くなってきていることは評価できる。

今後の方向性 拡充 継続 改善 縮小

さらに、教育センターでは研修会場・教材の貸し出しのほか、連合行事等の準備等を行っており、今後とも、学校支援の要としての今日的な教育課題に対応できる教育センターとしての充実を図る。

※スクールソーシャルワーカー（School Social Worker（SSW））…児童・生徒が直面するさまざまな環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童虐待等や家庭の状況に起因する不登校や問題行動等の未然防止、改善及び解決、学校内のケース会議等の充実を図るため、本市の教育委員会でも起用した「社会福祉士」や「精神保健福祉士」等の有資格者、及び教育や福祉の分野においての活動経験の実績等を有する専門家のこと。

②教育センターの人材の有効活用

《事務事業》スクールソーシャルワーカーや教育アドバイザー等の派遣

※直接関係する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

多様化する児童・生徒の理解を深め適切な指導を行うため、教員の指導力や授業力の向上に取り組むことが重要である。学校では若手教員の増加が顕著になっており、教育センターでは若手教員育成研修を実施し、学校を支援している。さらに、教育アドバイザー※を初任者教員の指導や小学校1年生の学級に対し要請のある学校に訪問させ、校内体制づくりに助言や支援を行った。

情報教育支援員はコンピュータ活用授業の支援のほか、情報モラルに関する研修の講師として、保護者・地域関係者の会合にも招かれた。

評価 前進 進行中 停滞

初任教員の増加や配慮を必要とする児童・生徒が増える中で、教育アドバイザー等による学校での授業観察や指導・助言が適切に行われたことは評価できる。また、情報モラル・セキュリティー等の問題については、解決しなくてはならない技術的な面や相談する関係機関との連携強化が図れたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

情報教育支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門性に優れた人材の確保は喫緊の課題である。また、学校支援室の拡充を図り、多様化する今日的な教育課題に対応できる教育センターにする必要がある。

※教育アドバイザー…各小学校を巡回し、初任者対応や小一問題対応などへの助言をしたり、相談に応じるために、東京都教育委員会が指名している元学校長等の管理職経験者や退職教員などのこと。

【施策の方向】

学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校教育の公開・説明の推進

《事務事業》教育要覧作成事業

取組内容

◎全小・中学校はホームページや「学校だより」により、教育目標、学習内容及び授業のねらいや授業改善推進プラン、さらには教育活動等の事前の周知をして、学校教育の公開と説明を行っている。また、学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を積極的に受け、改善に努めている。

◎平成25年度は中学校において、生徒による授業評価を全校で実施した。それによって、教師の授業改善に対する意識が高まり、反省と改善を加えた結果、生徒の授業への満足度も着実に向上した。また、生徒への指導にも役立てることができ、一定の成果を収めてきた。さらに、教員相互の授業評価を行う学校も増加した(24年度7校・120回、23年度6校・98回)。学校評価を受ける回数は年間5回以上実施している学校もあり、年度内に改善を図る努力をした(24年度・23年度のいずれも年間5回以上)。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

学校教育の公開と説明の回数や周知方法等は学校の実情によって異なっているが、学校教育の公開と説明は積極的に全小・中学校で行われ、また、教務主任会において学校評価の内容や評価のサイクル等を検討し、各校の取り組みの参考にできたことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も積極的に学校公開を進め、広く周知していく。さらに、学校評価の精度を高め、教育課程の改善・充実にいかしていく。

②開かれた学校づくりの推進

《事務事業》学校一斉公開事業

取組内容

授業公開は各学校において学期ごとに1日以上開催し、行事の公開とともに計画的に実施している。また、11月2日(土)は東久留米市立の小・中学校一斉公開日として、市内の幼稚園及び保育園等未就学児の保護者や市民に広く呼びかけ、延べ約1万人に公開した(P.15表2参照)。校内研究会は年間を通して小学校で6回以上、中学校では4回以上開催し、研究授業も主に若手教員の育成を目的として、各校5回程度実施している。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

各学期における授業や行事の公開は定着してきており、小・中学校一斉公開日は保護者以外の市民等の多数の来校者もあったことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

より開かれた学校を推進していくため、授業公開を進めていく。



↑市内の全小中学校一斉の学校公開日。この日は土曜日ということもあって、多くの保護者や地域の方が来校されました。写真は道徳地区公開の第2部で、桑原規歌先生による「目からウロコの脳科学～現実を変えるチカラ 夢をつかむチカラ～」の講演の様子です(中学校)。

<表2 学校一斉公開日参観者数一覧>

単位：人

	保 護 者								地域 関係者	関係 機関	招待者	新1年 保護者	市教委	計	合計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計								
H23	小	1,322	1,268	1,234	1,166	1,130	1,129		7,249	67	72	71	63	35	308	7,557
	中	501	394	272					1,167	34	29	15	26	18	122	1,289
	全	1,823	1,662	1,506	1,166	1,130	1,129		8,416	101	101	86	89	53	430	8,846
H24	小	1,315	1,363	1,409	1,205	1,206	1,158		7,656	84	64	56	80	32	316	7,972
	中	593	452	367					1,412	42	23	18	13	15	111	1,523
	全	1,908	1,815	1,776	1,205	1,206	1,158		9,068	126	87	74	93	47	427	9,495
H25	小	1,312	1,169	1,229	1,188	1,118	1,080	81	7,177	34	59	69	95	32	289	7,466
	中	581	413	319				20	1,333	37	26	14	17	16	110	1,443
	全	1,893	1,582	1,548	1,188	1,118	1,080	101	8,510	71	85	83	112	48	399	8,909

【施策の方向】

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、「東久留米市特別支援教育の環境整備計画」を策定し、平成25年度から26年度にかけて特別支援学級の教育環境充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害※、高機能自閉症※などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。

(施策の取組状況)

(学務課)

①特別支援学級の充実

事務事業：特別支援学級校外学習事業、特別支援学級通学バス運行事業、特別支援学級宿泊学習事業

取組内容

平成25年4月に、南町小学校及び第六小学校に特別支援学級を開設した。このことにより、固定学級である知的障害学級においては第三小学校に4学級28人、第七小学校に3学級17人、神宝小学校に3学級19人、南町小学校に1学級2人、東中学校に3学級17人、中央中学校に3学級18人の児童・生徒が、また、自閉症・情緒障害学級においては南町小学校に1学級7人の児童が在籍した。さらに、情緒障害等通級指導学級には第六小学校に2学級12人、第七小学校に4学級37人、東中学校に1学級6人の児童・生徒が通級し、第六小学校の難聴学級に1学級9人、言語障害学級に1学級6人の児童が通級した。中学校においても、新たに平成26年度から特別支援学級を開設するための準備を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

小学校に固定学級及び通級指導学級を新たに開設することは、学校間の児童数を平準化するとともに、他区市に通級している児童や保護者の負担を軽減することから評価できる。また、中学校についても教育の継続性を考慮すれば、市内で特別支援教育を受けられることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も特別支援学級に在籍する児童・生徒の障害状況や、その特性に見合った特別支援学級（固定・通級学級）の開設を推進していく。

※注意欠陥／多動性障害（ADHD）…Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder。

ADHDとは年齢や発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※高機能自閉症…3歳ぐらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
(出典：東京都就学相談の手引き)

②特別支援教育の推進

《事務事業》特別支援対象児就学事業、就学支援委員研修事業

今後の取組

◎小・中学校に在籍する児童・生徒の障害に応じて適切な支援を行うため、就学支援委員会には特別支援学級設置校の校長をはじめ、副校長会代表、特別支援・通常学級の教諭及び養護教諭、近隣特別支援学校の教諭・医師等を交えて、教育的対応の充実を図った。就学支援委員会が実施した就学相談件数は135件であった(24年度116件)。

◎関係諸機関と密接な連携を図り、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞いた上で、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進した。

評価 前進 進行中 停滞

就学支援委員に専門家を入れることで、一人ひとりのニーズに応じた、より適正な就学支援体制の整備が確立したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

児童・生徒の適正就学のために関係諸機関との連絡を密にするとともに、さらに専門性の高い就学支援委員会の組織づくりを行っていく。

【施策の方向】

就学支援シートは、子ども一人一人が豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育園等の就学前機関と保護者が協力して作成します。「就学支援シート」を活用し、幼児期から学齢期までのスムーズな支援の引き継ぎを行い、家庭、幼稚園、保育園と小学校への円滑な連携に努めます。また、教育の機会均等に資するため、中学校卒業後、経済的理由により高等学校等への修学が困難である生徒に対し、学資金の助成を行います。

(施策の取組状況)

(学務課・総務課)

①就学前機関との連携

《事務事業》就学支援シート活用事業、公立幼稚園保育料徴収事務



↑みんなで新1年生を迎えます。大丈夫、すぐ友達もできるよ(小学校)。

取組内容

◎保育園や幼稚園等に通っている幼児が、小学校での生活を楽しくスムーズにスタートできるよう生活の様子等を小学校に引き継ぐため、「就学支援シート」を引き続き活用した。就学支援シートの提出件数は25年度70件であった(24年度48件、23年度52件)。

◎平成20年度で公立幼稚園は閉園したが、当時の幼稚園児の保護者に対し電話及び郵送による保育料の催告を行った。

評価 前進 進行中 停滞

就学支援シートの活用は、保護者の参画のもと、保育園・幼稚園等での成長・発達の様子や、就学後に必要な支援の内容について引き継ぎができるため、評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

◎就学支援シートは、保護者や就学前機関からの支援に関する重要な情報であるため、引き続き活用していく。

◎未納者については引き続き電話及び郵送により催告を行っていく。

②高等学校等への修学支援の充実

《事務事業》奨学資金助成事業

取組内容

◎奨学資金運営委員会の審査を経て、平成25年度も都立高等学校に修学する高校生に毎月5,000円・14人（24年度・23年度のいずれも17人）及び私立高等学校に修学する高校生に毎月1万円・13人（24年度・23年度のいずれも11人）の給付事業を行った。

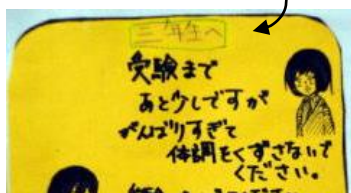
◎25年度は私立高等学校の入学支度金（20万円）の貸付申請が1件あった（24年度・23年度はいずれも申請なし）。未償還の奨学生に対しては郵送及び訪問による催告（再督促）を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対し、必要な資金の給付及び貸付を行うことで教育の機会均等を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

市の奨学資金の給付は予算の範囲内での事業であるため、引き続き、他の機関の同様の制度を紹介していく。奨学貸付金返還の催告についても引き続き、行っていく。また、国において、低所得世帯に対する奨学資金制度が強化されたことを受け、本市における給付事業のあり方を見直す必要がある。



↑生徒会本部を中心に、中学2年生全員が、進路決定で頑張っている3年生へ気持ちのこもった応援メッセージを送りました。温かい気持ちが伝わります。

【施策の方向】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室・学務課)

①学校間の連携の推進

《事務事業》小・中連携事業 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

◎学校間の連携については小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中連絡会の分科会を中学校区ごとに組織して小・中交流会を実施したり、夏休みにサマースクールを開催したりするなど、小・中連携を図っている。

→市内一斉の「小中連携の日」に、2校の中学校から生徒が小学校を訪問。ゲームやスポーツを一緒に行い、楽しく交流しました。



◎個別適応計画書を活用し、各校における長期欠席児童・生徒の状況を把握し、該当児童・生徒ならびに保護者への継続的対応や校内の教員同士が共通理解を図り、組織的にいじめや不登校問題等に取り組んでいる。

◎特別支援学級との連携では、市内在住で都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が市内の公立小・中学校に副次的に籍を置く副籍制度を設け、地域の小・中小・中学校行事における交流、学習活動への参加など、居住する地域とのつながりの維持・継続を図った。

評価 前進 進行中 停滞

居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も幼稚園や保育園から小学校への円滑な就学を支援するため、連携のあり方について検討していく。

【施策の方向】

学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については「東久留米市個人情報保護条例」及び「東久留米市情報公開条例」に基づいて適正に取り扱います。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校情報の公開

《事務事業》情報教育支援員の派遣 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

◎ホームページによる公開は全校で行っている。教育目標・教育活動の紹介・授業改善推進プラン・学校への交通案内等については、全校で掲載している。学校だよりや教員の研究活動等が半数以上の学校で掲載されている。また、ホームページに個人情報の保護やインターネット運用を明記したりするなどの学校もある。なお、写真掲載には児童・生徒が特定されないよう画像処理をするなどの配慮を図っている。

◎学校では情報モラル・セキュリティ担当者を決め、校内研修において情報モラルの意識向上を図るために、表現に対する人権感覚を高めたり、個人情報の扱い方についても共通理解を図るなど適切な対応に努めている。

評価 前進 進行中 停滞

◎各小・中学校で、工夫を凝らしたホームページによる公開が行われていることは評価できる。

◎児童・生徒の個人情報の扱いについては適正な管理・運営に努めており、特に、個人情報等の漏洩防止のために研修や情報提供を行い、常に注意喚起に努めていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

開かれた学校づくりを推進していくことが児童・生徒の安全につながるきっかけにもなるため、保護者や地域の方々からより広く支援を受けられるような情報提供を行っていく。

【施策の方向】

教職を志望する学生が、一定期間、小学校・中学校における授業補助や行事・事務等の実務を体験する「学校インターンシップ」制度を計画的に継続します。教員が学生を指導することにより、自らの指導力・教育に対する姿勢を振り返らせるとともに学校を活性化し、児童・生徒の意欲的な態度を引き出すきっかけとしていきます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校インターンシップの推進

《事務事業》学校インターンシップ事業 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

◎協定を結んでいる東洋大学及び十文字学園女子大学の学生を東久留米市立小・中学校の複数校に配置し、学生の教職研修を行う。毎年数名の学生が大学1年の後期から配置校の学校見学を開始する。

◎2年生及び3年生では、配置校において「学生ボランティア」として実務について実習を行う。この実習の一部は単位認定される。実施日数及び時間等については、配置校と学生が協議し決定できる。

◎4年生については、可能な限り3年生まで実習した配置校において教員免許状取得のために教育実習を実施する。

評価 前進 進行中 停滞

小学校13校中9校に10人、中学校7校中2校に2人の計12人の学生を受け入れていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

小・中学校20校に2人ずつ計40人を上限として、毎年常に各校2人の学生をボランティア及び実習として受け入れる。

基本方針2

●基本方針2 確かな学力の育成

【施策の方向】

「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査（東京都）」及び「東久留米市確かな学力を図るための調査」などの結果を踏まえ、子どもたちの到達状況や特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進め、「学力向上指導員」や「教育活動協力者」を配置したり、「東久留米市子供土曜塾」を実施したりするなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①少人数学習の推進

《事務事業》学校教育サポート（学力向上支援員・教育活動協力者）事業、習熟度別少人数指導実践研究推進事業

取組内容

少人数学習集団による授業は、習熟度別学習による授業とティームティーチング※（TT）授業と合わせると、全小・中学校で実施している。特に、小学校では算数、中学校では英語と数学で多く実施されている。

評価 前進 進行中 停滞

児童・生徒一人ひとりの習熟の程度をレディネステストや観察結果による学習カルテの作成等で多面的・多角的に把握し、習熟の程度に応じた教材・指導方法の開発を行っている。また、児童・生徒一人ひとりの習熟の程度に応じてきめ細やかな指導を行い、児童・生徒の学力の定着と向上を図っていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

習熟度別少人数指導における効果検証を通して、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、より一層個に応じた指導の充実を図っていく。

※ティームティーチング（team teaching）…複数の教師による協力的指導のこと。

②多様な教育の推進

《事務事業》音楽鑑賞教室事業、学力向上支援事業、言語能力向上推進事業、社会科副読本作成事業、副読本等に関する事業、連合音楽会事業、連合作品展事業、学校図書館司書配置事業、小・中A L T※活用推進資料作成事業、教育活動支援事業、理数教育事業、東久留米市子供土曜塾事業

取組内容

◎多様な教育への取り組みとして、国際理解教育や環境教育などの今日的な教育課題へ独自性をもって取り組んだ。さらに、基礎・基本の定着を図るために各校の実情に合わせて、漢字や計算等に学校独自で校内検定や校内体制を取って学習計画を立てて取り組んだり、学力を支える生活リズムの定着を図る活動などを行っている学校もある。

◎外部人材を活用し、子どもの学びを共に支え、基礎・基本の習得の徹底を図るため、「子供土曜塾」を発足した。平成25年度は市学力向上教育推進モデル校において、小学校1年～4年生の児童を対象とし、教科書の完全理解を目指すことで、「やればできる」という自信と自己有用感を持たせ、学習意欲を向上させる試みを開始した。この学習結果は学校に戻し、授業や家庭学習にも繋げていく。

評価 前進 進行中 停滞

学力向上を図るための調査結果や児童・生徒の学習状況等を踏まえ、学校ごとに学習意欲の向上や学力向上のための工夫を行っている。また、小・中学校9年間を見通した授業を実践するために検証授業を行い報告書にまとめ、今後の小・中連携教育の推進に寄与したことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

平成25年度の社会科副読本は4年生の実践事例集を作成し、充実を図っていく。今後は社会科副読本の資料として、市内地図を作成し、充実を図っていく。

※ALT (Assistant Language Teacher) …外国語補助指導員のこと。外国語を母国語とする外国語指導助手として小・中学校等に配置され、授業の補助を行っている。

取組内容

家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題（宿題）の出し方の工夫に努めている。東京都による学力調査、さらに本市独自でも実施している学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。このことによって、家庭学習の見直しや推進を図っている。



↑「できた！」。順番に並んで問題の回答を見てもらいます。花丸をもらって次の段階に進んでいくのは楽しいな(子ども土曜塾の様子)。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

各学校では学習習慣の定着に向けて、授業における学習規律を徹底させる取り組みのほか、個別指導にも努めている。また、学校だよりや保護者会等で家庭学習の重要性を訴えるなどの啓発に努めていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も、学校が「分かる授業」「できる楽しさ」「やればできるという自信」を目指し、家庭への協力を働きかけていくことが必要である。

③子どもの特性に応じた多様な教育の推進

《事務事業》日本語学習指導事業

取組内容

日本語の習得及び日本の文化や生活習慣の理解を深め、日本の生活や学校生活の早期対応を図るよう、日本語指導のための講師を派遣している。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

平成25年度に日本語学習指導を利用した児童・生徒は7人であった(24年度7人)。日本の文化や生活習慣への理解を深めるよう支援していくことは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

日本語の指導を必要とする外国人に対し、今後も引き続き要請に応じることができるようになっていく必要がある。

【施策の方向】

世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育の充実を図るとともに、ALTや地域の人材の協力を得て外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①**伝統と文化の理解の推進** ※直接関連する市の事務事業はない**取組内容**

国際理解教育において異文化理解に努めるとともに、自国の伝統と文化の理解を図る活動も進めている。例えば、小学校では6年生全員が和楽器の演奏ができるようになる機会を通して、日本の伝統・文化を体験し学んでいたりと、地域から指導者を招いて「竹とんぼ」を全校児童で作製段階から学び、学校行事に位置付けて学校の伝統行事としても長年取り組んでいるところがある。

中学校では総合的な学習の時間等の中で、国際理解教育の推進を図るとともに、音楽では箏や三味線を中心に和楽器を学び、日本の伝統・文化について体験を通して理解を深めている。

評価 前進 進行中 停滞

伝統と文化を理解する活動としては、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めているが、学習指導要領の改訂を受け、日本の伝統・文化についての学習をさらに推進していることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

国際社会に生きる日本人の育成を図るため、学校の教育活動を通じて国際理解教育を推進するとともに、自国の伝統や文化の正しい理解の上に、社会の一員であることを自覚し自ら主体的に社会の役に立とうとする意欲や態度を高めることは必要である。

②**英語教育等の推進**

《事務事業》外国人による英語教育事業、小学校英語活動事業

取組内容

小学校では1年生から英語活動に英語活動支援講師を活用して全校で実施し、1学級当たり1年生～4年生が8時間、5・6年生は35時間実施している(24年度も同様)。中学校では1学級当たり12時間を外国語補助指導員(ALT)の活用を生かして英語教育の充実を図っている(24年度も同様)。

評価 前進 進行中 停滞

小学校では学習指導要領に明記されているコミュニケーション能力の素地を育成するための指導がまだ十分ではない。小・中ALT活用推進資料作成委員会を設置、年4回開催し、小・中学校が連携してALTの活用方法について研究を開始したことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

指導員の技量については平準化を図るとともに、さらに高めていく必要がある。また、全小・中学校に、指導事例を数多く掲載したALT活用推進資料を作成・配布し、ALTの活用の推進を図る必要がある。

【施策の方向】

子どもたちの地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めるため、全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO₂の削減に向けた環境教育を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①**環境教育の充実** ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。**取組内容**

◎年3回(24年度3回)、学年を替えてCO₂削減の取り組みを行っている。



評価 前進 進行中 停滞

児童・生徒の実態に応じて、緑のカーテン作りやビオトープを使った活動を行っている。さらに、校庭の芝生化など施設の改良も行っており（関連記事はP.10参照）、児童・生徒の活動は盛んになっていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、児童・生徒の地球温暖化防止への意識と環境に配慮した行動を実践する意欲を高めていく必要がある。

↑写真は3R(リデュース、リユース、リサイクル)等による家庭ごみの減量を進めるため、ごみ対策課の職員が収集車両を用いたデモンストレーションや、スライドを用いた出前講座の様子。環境を意識した行動を数値化し、自分たちの取り組み成果を実感できるように工夫することで活動の意欲づけが期待されます(小学校)。

【施策の方向】

子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

- ① **学校と家庭の協働の推進** ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題(宿題)の出し方の工夫に努めている。東京都による学力調査、さらに本市独自でも実施している学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。このことにより、家庭学習の見直しや推進を図っている。

評価 前進 進行中 停滞

各学校では学習習慣の定着に向けて、授業における学習規律を徹底させる取り組みのほか、個別指導にも努めている。また、学校だよりや保護者会等で家庭学習の重要性を訴えるなどの啓発に努めていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も、学校が「分かる授業」「できる楽しさ」「やればできるという自信」を目指し、家庭への協力を働きかけていく必要がある。

【施策の方向】

「総合的な学習の時間」の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において「総合的な学習の時間」の授業の教育効果の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①総合的な学習の時間の充実 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

学校からの「総合的な学習の時間」の年間指導計画(全体計画)の提出により、各学校の児童・生徒の実態や地域の実情に合った意図的な学習になるよう求めている。さらに、次年度へ成果と課題が反映されるよう実施報告も求め、必要に応じて指導助言に努めている。

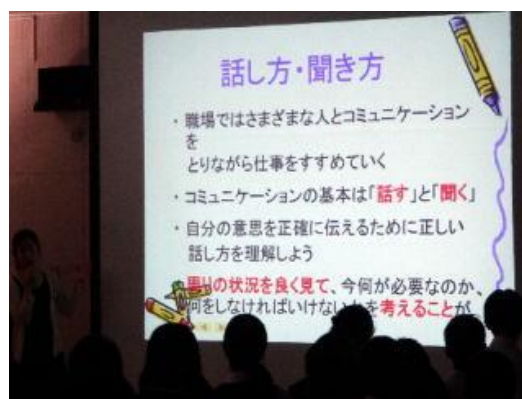
評価 前進 進行中 停滞

「総合的な学習の時間」における取り組みの内容には、各学校が特色ある活動として継続して取り組んでいるものが多く、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続

改善 縮小

活動を重視するだけでなく、活動を通じて思考力・判断力・表現力等の能力が身に付く学習となるよう指導・助言していく。



↑ 中学校では、中学2年生が社会の一員として身に付けるマナーや職業観等を養う「職場体験」を行っています。この日は「総合的な学習の時間」を利用した「マナー講習会」の授業。この2日後に事業所へあいさつに行きます。

【施策の方向】

高度情報化社会の進展に伴い、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的教育課題に対し、適切に社会生活を営む上で必要な正しい判断に基づいて行動する能力を育成するため、「情報モラル教育」などを系統的に推進します。

(施策の取組状況)

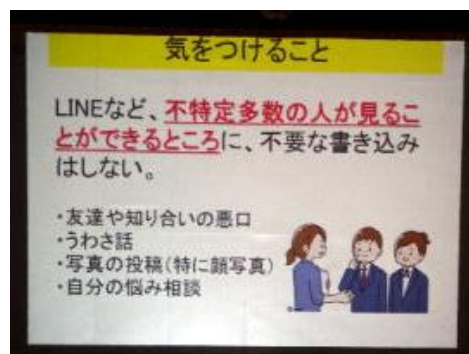
(指導室)

①情報教育の充実

《事務事業》教育活動支援事業

取組内容

情報教育支援員を2人配置とし、コンピュータを活用する授業のアシストや情報モラル・セキュリティに関する啓発や研修に当たっている。特に、情報モラルに関しては小・中学校とも、児童・生徒の情報モラルの意識の向上には学校だけでなく、家庭まで含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めている。平成25年度には7校の小・中学校で児童・生徒対象の情報モラルセキュリティ教室を実施した。



↑ 中学校での情報モラル学習の授業の教材。最近問題になっているLINE(ライン)によるトラブルに関する内容です。

評価 前進 進行中 停滞

◎情報教育支援員によるコンピュータ活用授業のアシストは、コンピュータを活用できる教員が増えたことで減りつつあるが、情報モラル・セキュリティに関する教員や保護者向けの啓発や研修の講師としての活用が増えていることは評価できる。

◎教員の研修として、情報モラルセキュリティ担当者会で、東京都青少年治安維持対策本部から委託された講師を招き、ファミリーeルール・インターネットゲームに関する家庭のルールづくりを内容とする講座を実施し、各学校の情報モラルセキュリティ担当者等20人に対して啓発を図ったことは評価できる。

◎情報教育支援員によるセーフティ教室を9回、教員研修会を4回実施したことは評価できる。

今後の方向 前進 進行中 停滞

児童・生徒の情報モラルの意識の向上には、学校だけではなく家庭までも含めた児童・生徒の生活環境がすべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めていく。

【施策の方向】

子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、「ガイダンスの機能」の強化に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①キャリア教育の充実

《事務事業》中学校職場体験事業 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。



↑各事業所で職場体験を行いました。写真はパン屋で体験中の生徒。

取組内容

勤労の尊さや創造することの喜びを体得させることは望ましい勤労観や職業観をはぐくむとの認識に立ち、中学2年生の3日間以上の職場体験を推進している。平成25年度は約230の事業所において実施した。そのうち、今年度は農業委員会の紹介を受け、7件の農家が28人の生徒を受け入れた(24年度7件・28人)。

評価 前進 進行中 停滞

キャリア教育の重要性については各学校とも認識しており、職場訪問や職場体験等の機会は教育課程に位置付けていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

受入側の事情もあり、実施期間が重複しないよう、学校間の調整や新たな体験先を開拓していく必要がある。

【施策の方向】

子どもたちに進んで読書する態度をはぐくむため、「文字・活字文化振興法」及び「東久留米市子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、学校図書館司書を配置するなどして、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字にふれる機会の充実や、情報活用能力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課・指導室・図書館)

①子どもの読書活動の推進

《事務事業》学校図書館運営支援業務事業

取組内容

◎総務課、指導室及び図書館では「学校図書館整備計画」に基づき、「学校図書館運営指針」の策定、蔵書管理システムの導入、学校司書配置、学校図書館研修体制を構築し、学校図書館の整備と活用の推進を行った。「学校図書館運営指針」には、市内の学校図書館を「読書センター」「学習情報センター」としての機能を充実させるための具体的な運営方法を示した。

◎蔵書管理システムを小学校13校で稼働させた。

◎学校司書は小学校4校に配置した。主任学校司書は小学校13校を各校年間11回巡回し、学校図書館の運営に関する支援と整備を行った。

評価 前進 進行中 停滞

◎蔵書管理システム等の導入については全校標準化され、評価できる。

◎学校が主体的に学校図書館を活用し多様な教育活動を展開していくために、教員対象の学校図書館研修会を3回実施したことは評価できる。

◎主任学校司書が「教職員に対する指導・助言」を行った学校は司書配置校で56%、未配置校で60%であった。学校司書未配置校の方が主任学校司書を活用している状況であるが、主任学校司書と学校司書をさらに活用させ、学校図書館の充実を図る必要がある。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

◎蔵書管理システムを残る中学校7校において導入していく

◎全小・中学校に学校司書を配置させ、学校図書館を充実させていく。

基本方針3

●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

【施策の方向】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、さまざまな人権課題に関する偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進します。

(1) 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、ハンセン病患者・元患者等、その他の人権問題などにかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を果たすことや人への思いやりが実際に行動につながる社会体験、自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①人権教育の推進

《事務事業》人権教育の推進（人権尊重教育推進委員会事業）

取組内容

◎校長会・副校長会をはじめ初任者研修会等、職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施した。また、人権教育推進委員会を年8回（24年度10回、23年度5回）行い、各校の人権意識を啓発するリーダー研修も行った。さらに、人権課題に関する授業研究を行った。

◎児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を毎年行っている。平成25年度は小・中学校全20校からの応募があり、作品応募総数は4,511点であった（24年度：20校・4,503点、23年度：21校・3,390点）。優秀作品を顕彰する意義を込めて、表彰式「市民のつどい」を12月7日（土）に開催した。

◎平成24年度人権教育推進委員会で作成した教職員の行動指針3セット（「しおり」「カード」「リーフレット」）を平成25年度は日常的に実践するため、週ごとの指導計画の「しおり」として活用した。「しおり」の裏面には個人の人権意識を向上させるための目標を記載した。さらに各校で工夫して職員室やコピー機の前、職員更衣室などの目立つ所や、1日1回はおもむく場所に貼った。「リーフレット」を活用し、年度末や学期末には人権行動指針を職員全体で見直し、自己や学校全体の教育活動を振り返った。平成25年度人権教育資料作成委員会では人権尊重の理念をはじめとした人権教育に対する知識の習得、そして十分な理解に基づいた人権教育を実践するための教師の指導手引書として活用できるような内容の刷新に努めながら、「東久留米市人権教育指導資料集『今考える 人権のこと』」を作成した。平成26年2月に、市内全教員に配布し啓発を図る。具体的には若手研修会・10年次経験者研修会・校内研修会等で人権教育テキスト・資料集として活用していく。

評価 前進 進行中 停滞

◎人権教育を推進するために、まず、教員の人権感覚を高めさせ、人権についての知識を身に付けさせるとともに、身の回りにおけるさまざまな差別の解消を図らなければならない。人権教育推進委員会では東京都から講師を招き、人権教育プログラムの研修を実施したり、自校の指導計画を見直した。

◎児童・生徒の人権感覚の高揚と資質向上に向けて、人権課題に関する授業研究を行い、より実践的な取り組みを行ったことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

学校訪問の際に見聞する教員の発言・掲示物・行動に対して、指導室として人権感覚が高まる指導・助言を繰り返し実践していく必要がある。

②道徳教育の推進

《事務事業》道徳授業地区公開講座事業、道徳の授業の充実事業 ※市の事務事業にはないが取り組みを行っている。

取組内容

◎子供たちの豊かな心の育成に資する東京都独自の道徳教育教材集を配布し、道徳教育の一層の充実を図った（東京都道徳教育教材集、教師用指導資料、保護者向けリーフレット）。

◎全小・中学校において、道徳授業を公開し、意見交換会を通して家庭・学校・地域社会の連携による道徳教育の推進を図った。

◎全小・中学校における道徳の授業や研修、地域との連携などに関わる現状と課題について調査に基づき今後の道徳教育の推進の方向性を確認した。

◎人権教育推進委員会において、道徳の研究授業を年1回実施し、市内教職員に公開することにより、人権教育の理念の確認を行った。

評価 前進 進行中 停滞

子どもたちの道徳性を涵養する教育の一層の推進を目指し、世代を超えて継承させたい道徳的価値を子どもの心に浸透させていくために、道徳教育教材集を活用できたこと、道徳授業地区公開講座において、道徳の授業を公開し協議会を実施することで、保護者や地域の方々へ道徳教育の重要性を改めて認識させたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も道徳教育を学校教育の基盤として位置づけ、具体的な授業実践を通して、家庭・学校・地域社会の連携による道徳教育の推進を図っていく必要がある。

③いじめにかかわる指導の充実

《事務事業》心の教育の推進事業（いじめ調査）、教育相談事業、スクールソーシャルワーカー配置事業

取組内容

◎いじめ防止対策推進法の策定に基づく、国のいじめ防止基本方針及び東京都いじめ防止対策推進基本方針が示され、本市は東久留米市いじめ防止基本方針（案）を策定した。

◎学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、全校に「学校いじめ対策委員会」を設置した。

◎全校に「学校サポートチーム」を設置し、子供たちの問題行動の未然防止や早期解決に向けた学校の取組について、助言・支援する役割を担ってきた。

◎「いじめの指導状況管理一覧」を各校に提示し、校長が継続的に状況把握できるようにした。

◎スクールカウンセラーが全小・中学校に配置され、子供たちの教育相談に当たった。

◎中央相談室及び滝山相談室に配置された教育相談員が、幼児・児童・生徒の相談に応じるとともに、子どもの成長で悩む保護者を支援した。

◎スクールソーシャルワーカーを3人配置し、各校を巡回することにより福祉的なアプローチで子どもたちを支援した。

評価 前進 進行中 停滞

市内全小・中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」など、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織を置き、全教職員による組織的な対応に取り組んでいることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

いじめ防止対策推進法を踏まえ、東久留米市におけるいじめ防止対策推進施策として「東久留米市いじめ防止対策推進条例」及び「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」を策定するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。人権教育の理念を基盤とした教育を推進するため、道徳教育を充実させることで、児童・生徒の豊かな心を育み、いじめに対処するだけでなく、いじめを許さない児童・生徒の心

の教育も推進する。被害者だけでなく、加害者や加害者になりそうな児童・生徒の心にも寄り添うために、全校に配置されたスクールカウンセラーを活用していく。スクールカウンセラーが小学校5年生、中学校第1学年の全ての児童・生徒に対して面談を実施し、児童・生徒の教育相談に対する意識の壁を低くする。

④体罰や不適切な言動等の根絶

《事務事業》体罰調査の実施 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さずに、迅速に対応するためには、全小・中学校における実態を的確に把握する必要がある、「体罰等実態調査」を実施した。平成25年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導またはその疑いのある事案の実態について、教職員を対象とした校長による個別聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした教員による質問紙調査を実施した。調査の結果、体罰ゼロ件、不適切な指導5件、暴言等及び行き過ぎた指導またはその疑いのある事案の実態1件、指導の範囲内4件であり、本市として重篤な体罰の実態はなかった。不適切な指導等の対応については、在籍校の校長を通じ嚴重注意とした。

評価 前進 進行中 停滞

体罰調査により、体罰等の根絶について周知徹底を図り、全ての教育活動から体罰を根絶するために、実態を把握したことは、本市の重点である「人権尊重の理念を基盤とした教育」の一層の推進につながることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

全小・中学校において、全ての教員を対象とした校内研修による服務事故防止の啓発を行っていく。体罰の実態調査結果を踏まえ、7月の服務事故防止月間を体罰防止月間と位置付けて体罰防止に重点を置いた啓発を行う。また、「東久留米市人権教育指導資料集 今考える人権のこと」を今後、若手育成研修（初任者研修、2・3年次研修）をはじめ、10年次経験者研修等、教員の悉皆研修において人権教育のテキストとして活用し、体罰の根絶に努めていく。

⑤体験活動の充実

《事務事業》小・中学校移動教室事業



↑市内の7つある青少協が合同でクリーンアップ運動を行いました。この活動はスポーツ祭東京2013の取り組みの一環で、各団体は30度を超えた夏の暑い日に、各域から学校までの歩道や公園などに落ちているゴミを拾いながら集合しました。

取組内容

◎小学校第6学年で群馬県高崎市において「榛名移動教室」を実施している。また、中学校第1学年では長野県菅平において「スキー教室」を実施している。いずれも自然の中での集団宿泊活動を通して自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団のあり方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行っている。

◎地域・関係機関などの協力を得て、中学2年生では職場体験を全校で実施している。また、中学校では地域清掃活動・美化活動を年間1回から3回実施している。さらに、毎年、地域の祭りの翌日の片付けと清掃に参加し、地域を構成する一員としての自覚も持たせるための活動をしている学校もある。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

平素と異なる生活環境の中にあつて、豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実・発展させることができた。また、自立的な集団行動において、健康や安全、集団生活のきまりや社会生活上のルール、公衆道徳などについての体験を積むことを通して、人間としての生き方についての自覚を深めることができた。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

引き続き、体験活動が充実するよう指導していく。

【施策の方向】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、「人権尊重推進月間」を通して、学校、家庭及び地域の連携を図ります。また、「男女共同参画社会基本法」「東京都男女平等参画基本条例」及び「東久留米市男女平等推進プラン」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を子どもたちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①人権教育推進月間の取り組みの充実

《事務事業》人権教育推進委員会における人権作品の選定及び表彰

※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

◎一人ひとりの児童・生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、各校において取り組みを推進している。

◎人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、道徳授業地区公開講座をはじめ、学校一斉公開日や学習発表会などの学校行事を公開して、児童・生徒の道徳授業や学習成果・表現活動を発表する機会を設けている。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

各校で、人権俳句などを作成したり、人権をテーマにしたグループ発表を行うなど、「人権尊重推進月間」の取り組みを行っている。また、道徳授業地区公開講座で人権をテーマにした講演を行い、児童・自らが高め合い、集団意識の醸成につながっていることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も引き続き、人権尊重教育の推進について指導・助言していく。

基本方針4

●基本方針4 健やかな心と体の育成

【施策の方向】

子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。

(1) 学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。

(2) 道徳授業地区公開講座※などを全校で実施し、学校・家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①道徳教育の充実

《事務事業》道徳授業地区公開講座

取組内容

各学校では道徳教育の全体計画・年間指導計画に則って、学習指導要領に示されている年間授業時数35時間を超える道徳の授業を実施し(24年度も同様)、規範意識や豊かな心の育成を図っている。

評価 前進 進行中 停滞

道徳授業地区公開講座の意見交換会では、各学校の課題に応じたテーマを設定し、学校、家庭及び地域が協議する機会を設けて地域の大人への「心の教育」のあり方や重要性についての啓発を行っていることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

社会生活上のルールやモラル、命の大切さなどについて、家庭、学校及び地域社会が連携し、子どもたちの人間としてより良く生きていく力を育成していくため、「道徳的実践活動学習教材」等の活用を図るなどして、道徳教育の一層の徹底を指導していく。

※道徳授業地区公開講座…東京都教育委員会は家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成10年度から都内の公立小・中学校等で「道徳授業地区公開講座」を開催している。平成12年度からは「心の東京革命」の一環として位置づけ、より広く都民に公開することを重視し、平成14年度には都内すべての公立小・中学校で、さらに平成18年度からは都立学校のうち、すべての中等教育学校前期課程及び付属中学校、特別支援学校を加えて実施されている。

取組内容

学校では道徳の授業を中心に規範意識の育成を、また、学級活動では集団の一員としての望ましい態度の育成を、さらに、学習発表会や合唱祭等の行事を中心に表現活動の充実を図りながら、児童・生徒の心の育成を推進してきた。

評価 前進 進行中 停滞

道徳教育の要としての道徳の授業は、全小・中学校で年間指導計画に沿って時数が確保され、適正な実施が図られている。また、「総合的な学習の時間」「特別活動」において、ボランティア活動や生産活動、職場体験などの体験的な学習を実施するよう指導していることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

職場体験や奉仕活動、地域活動などさまざまな体験活動を通して、社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育むことをねらいとした取り組みの充実について、今後も各学校へ指導していく。

【施策の方向】

子どもたちが、適切に社会生活を営む上で必要な知識や正しい判断に基づいて行動する能力や、社会の変化に自律的に対応できる力をはぐくむ教育を推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①児童・生徒の情報モラル教育の充実

《事務事業》セーフティ教室の充実

※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

【取り組み内容】

子どもの非行を防止し、また子どもを犯罪被害から守るための取組として、学校・家庭・地域社会・関係機関等の連携による「セーフティ教室」を各小・中学校が年1回実施した。この「セーフティ教室」は、授業と意見交換会の二部構成により実施され、第一部では教員が実施する授業に、警視庁職員等の外部人材を講師として招き、非行防止の指導や犯罪の被害に遭わないための指導を行った（犯罪に巻き込まれないための身の守り方、薬物の有害性・依存性、乱用の危険性、喫煙や万引き等、悪い誘いの断り方、異性紹介サイト等にかかわった具体的な事例と危険性）。第二部では、学校、家庭、地域社会が連携し、非行や犯罪被害から児童・生徒を守るための具体的な実践について、保護者、地域住民、教員、関係機関担当者等による意見交換を行った（地域で非行や性被害の発生しやすい場所の確認、地域の見回りの取り組み方法、奉仕活動や自然体験等の地域の取り組み、朝のあいさつ運動・声かけ運動、街頭キャンペーン）。



↑先生が熱演してくれたセーフティ教室。身に付けなければならない「安全力」のうち、危険に遭わないための「予防力」として「よく見る」「よく聞く」ということを学びました(中学校)。

評価 前進 進行中 停滞

子どもたちがさまざまな人に守られているということに気づき、保護者への啓発や地域住民に対するアピールになったことは、評価できる。

【今後の方向】

東京都による「学校非公式サイト等の監視」「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」「教員用指導事例集・活用の手引き」「児童・生徒用リーフレット」等を活用し、有害情報から子どもを守るための情報モラル・リテラシーに関する教育の推進に努める。また、東京都による「情報モラルに関する出前講座」「情報モラルに関する電子教材」「ICT教育フォーラム」「情報モラル啓発DVD」等を活用し、児童・生徒の情報活用能力を向上させていく。

②安全教育の推進

《事務事業》交通安全・防災避難訓練・防犯指導の充実、薬物乱用防止教室等の充実

※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

【取り組み内容】

◎東京都教育委員会作成の防災教育補助教材「地震と安全」について、関係する教科である社会科や理科などでの活用や、安全指導などの場面で活用し、「3.11を忘れない」については、年間を通じ各教科等での活用の推進を図った。また、東京都防災教育点検月間において各学校での活用を徹底した。

◎学校における防災教育は、市民団体等を活用した指導やAED・心肺蘇生法の指導について、消防署など防災関係機関の協力を得て実施した。



↑2年生の災害学習での炊き出し訓練の様子です。自宅から米を持参し、水を入れた「炊飯袋」に米を入れ、約30分間煮ました。日本赤十字社から見えた講師の先生から、災害時は特に水が貴重なものであることや、上手に炊くためのコツを聞きました(中学校)。

◎地震等大災害の発生時に対する対応について、全ての学校で学校安全計画が改定され、地震発生時の児童・生徒の安全確保の方法を周知した。

評価 前進 進行中 停滞

教材を活用し、児童・生徒の意識啓発を図ったこと、保護者や地域と協力して安全教育を進める取組については評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後は、市の防災計画の見直しや避難所及び避難所運営マニュアルの整備などを受け、学校に対する必要な支援及び指導・助言を行っていく。

【施策の方向】

いじめや不登校、非行などの子どもたちの多様な課題への対応の充実を図ります。

(1) 「いじめ0 (ゼロ)」「不登校0 (ゼロ)」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。

(2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の充足に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー※・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①いじめや不登校の対応の充実

《事務事業》教育相談事業、不登校対策事業、全国適応指導教室連絡協議会参画事業、学校相談員配置事業、スクールソーシャルワーカー配置事業

取組内容

いじめの実態把握や指導状況について調査を実施し、いじめの早期発見・早期解決・未然防止を啓発している。スクールカウンセラー連絡会を年1回開催し、指導室・教育相談室と学校とが連携している。不登校の児童・生徒には学習適応教室で個別に対応し、学期ごとに不登校の児童・生徒の一人ひとりの状況を学校とともに指導室が把握し、かかわり方等の指導・助言に努めている。

評価 前進 進行中 停滞

校長会、副校長会及び生活指導主任会等のさまざまな教員研修会において、「いじめは絶対に許さない」との認識に立ち、早期発見・早期解決・未然防止の啓発を年間通じて行っている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

いじめの問題は重大性を再認識させるとともに、今後も組織的・継続的な対応を指導・助言していく。不登校の要因が年々複雑化していくことから、関係機関との連携をより一層充実させていく。

※スクールカウンセラー (SchoolCounselor (SC)) …児童・生徒の不登校や問題行動等の対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。それに対応するため、全小・中学校に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験

を有する専門家のこと。

※スクールソーシャルワーカー…P. 15 参照

【施策の方向】

学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室・生涯学習課)

①子どもたちの健康の保持・増進

《事務事業》子どもたちの健康の保持・増進(小・中学校定期健康診断事業、口腔衛生指導事業、小・中学校環境衛生管理事業、学校医等設置事業【小・中学校】、学校医等各種研究会事業、就学時健康診断事業、体力向上支援事業、スポーツ教育推進校事業)



↑1年間でどれくらい大きくなったかな。ちょっと背伸びしたい気分(中学校の健康診断の様子)。

取組内容

毎学年定期に子どもたちの健康診断を行い、その結果に基づいた疾病の予防措置や治療を指示または運動を制限するなどの措置を講じる。さらに、日常的な観察により子どもたちの心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童・生徒・保護者に対し必要な指導・助言を行う。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

健康診断の結果、感染症にかかっていたり、かかっている疑いがある児童・生徒に対し、出席停止や必要に応じて臨時休業するなど感染症の拡大を予防していることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

子どもたちの心身の健康の保持・増進を図るため、学校においては、児童・生徒の健康診断、環境衛生検査を実施するとともに保健に関する事項について計画を策定し、これを実施していく。

取組内容

健康教育については、「学校給食」の分野では各学校の給食主任・栄養士による「学校給食部会」を年3回開催した。部会では学校公開日に給食試食会を実施して、正しい食習慣を身につけるための健康教育に関する情報交換を行った。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

各学校で「食に関する年間指導計画」の資料とするために、部会で話し合われた内容を活用している。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も給食主任の教諭と学校栄養職員による情報交換の機会を活用していく。

取組内容

◎小・中学校全員を対象に体力調査を実施した。その結果から、学校全体及び子どもたち一人ひとりに、体力向上の必要性和自己の体力の優れている点や不足している点を示すことができた。また、同時期に行う生活習慣に関するアンケートの結果からも、運動の傾向や運動を含めた生活習慣の改善策を情報提供している。

◎子どもを対象としたスポーツ事業としては、少年少女駅伝大会に505人(24年度502人、

23年度445人)、はるな梅マラソンへの選手派遣23人(24年度23人、23年度26人)、自然体験教室55人(24年度26人、23年度37人)、スポーツ少年団体力テスト409人(24年度414人、23年度426人)などを実施した。

◎中学生「東京駅伝」大会は東京都の中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツ振興及び生徒の競技力の向上を目的に開催されている。東久留米選手団は4回の選考会を経て代表選手中学校2学年の男女42人を決定した。

※第5回中学生「東京駅伝」は降雪のために中止となった。

評価 前進 進行中 停滞

小学校体育巡回実技研修運営委員会を設置し、市内の教員が講師となり、全小学校において教員を対象の体育巡回実技研修を実施していることは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

本市の子どもの体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が見られる。クラブなどで運動している子どもほど得点が高いため、今後も引き続き、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要がある。

②課外クラブ活動の充実

《事務事業》部活動外部指導支援事業

取組内容

◎学校事情等によって発生する部活動の休・廃部を、外部指導員の導入によって防止しようとする東京都の「外部指導員導入促進補助事業」を活用し、部活動振興を図った。平成25年度は、南中学校において「演劇部」が全予算の半額の助成を受けた。

◎本市では「部活動指導者外部指導員講師」として、中学校7校に延べ29人を派遣した。

評価 前進 進行中 停滞

部活動存続のためには欠かすことができない事業であり、今後継続が望まれる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

東京都の「外部指導員導入補助事業」は平成25年度までの3年間の事業となっているため平成26年度からは助成がなくなるが、本市の派遣事業については継続している。

【施策の方向】

「東久留米市食育推進づくりの基本方針」及び学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指します。子どもたちに食の大切さや正しい知識を身に付けさせるため、学校における食育を推進します。単独調理校となっている第二小学校について、平成27年度からの調理業務委託の導入を検討します。

(施策の取組状況)

(学務課)

①食に関する指導の充実

《事務事業》小学校給食の充実(小学校給食事業、小学校給食におけるO-157等対策事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食施設衛生管理事業、学校給食における地産産農作物活用事業、小学校給食調理業務委託事業、学校給食配送事業、学校給食施設整備事業)、中学校給食の充実(中学校給食事業、中学校給食におけるO-157等対策事業)

取組内容

◎児童・生徒期は望ましい食習慣を形成する時期のため、教育活動全体で「食育」の充実を図った。

特に、地産地消の観点から東久留米の産業への理解を深めるため、地場野菜を積極的に給食へ取り入れた。さらに、4課(健康課、障害福祉課、保育課、学務課)栄養士連携会議で夏・冬野菜のレシピを作成

して給食で提供したり、レシピを各家庭に配布して食への関心や意識を高めた。そのほか、旬の野菜への理解を促すため、農家の庭先販売と連携するなど、学校、家庭、地域と連携して食育に取り組んだ。

◎「食に関する指導の全体計画」を推進するため、研究授業を実施した。各小学校の栄養士がチームティーチング(TT)により、4年生の保健体育科で「育ちゆく体とわたしーすくすく育てわたしの体」を題材とし、教員と栄養士で指導内容を分担し授業を行った(平成25年度は全小学校で31回)。授業では「睡眠・食事・運動」をキーワードとし、元気に育つためには何が大切かを考え、実際に食べた給食を教材として使用することで、児童に食べ物と体の関係を実感させることができ、結果として、翌日から給食の残菜量が減少したり、完食する日や児童・生徒が増えたりするなどの効果が表れた。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

「食育」では保護者に対する周知や、栄養士を配置していない子校に対する指導を充実することなどは評価できる。また、「地場産農作物」を学校給食に活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは食指導の充実として評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

学校給食を通じて、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養っていく。

取組内容

昭和60年1月、文部省(現文部科学省)から「学校給食業務の運営の合理化について」が各都道府県教育委員会あてに通知され、この中で、一定の条件の下、地域の実情等に応じた適切な方法により、学校給食運営の合理化を推進するよう方針が示された。

本市の学校給食は昭和63年度に導入した親子調理方式を基本として取り組んできた。それから20年余りが経過し、行財政改革、定員適正化の観点から学校給食のあり方についても見直しをする必要があった。以上のことから、将来にわたって安定的な調理体制を確立し、「食育の推進」を基本としながら学校給食の目標を達成するため、平成22年度から第七小学校、23年度には第一小学校及び第九小学校に、また、24年度には小山小学校に給食調理業務委託を導入した。さらに、27年度から第二小学校に給食調理業務委託を導入すべく、導入計画の改定を行った。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

学校給食の調理員については東京都の配置基準に基づき配置しているが、正規職員のほかに正規代替の臨時職員を配置して、都の基準を満たしているという現状があった。

しかし、臨時職員が病気等の理由で欠けた場合、新たな臨時職員の即時雇用が難しく、安定した調理体制の確保が困難であった。調理業務を委託することにより、常時、東京都の基準を満たした調理員が確保され、安定した調理体制を確立できることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

小学校給食調理業務委託については次期計画を平成26年度までに策定するため、検討を重ねていく。

取組内容

生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、平成17年度から弁当併用のスクールランチ方式で学校給食を提供している。メニューは中学校給食の担当栄養士が作成した2種類の献立の中から、生徒が自ら選択できるようになっている。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

学校給食を開始した平成17年度の喫食率の7校平均は55%であったが、25年度の喫食率は64%まで上昇している。また、事前に入金されたプリペイドカードを使用する給食費の未納がなく、さらに予約については生徒自らが行き、その結果がプリペイドカードの記載されるため、予約状況や残金の確認もできることなどは評価できる。



今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

弁当併用のスクールランチ方式を導入して10年近くなることから、生徒・教職員を対象としたアンケート調査の実施を検討している。その結果を受けて、さらに喫食率を高めていくための対策を検討していく。

←中学1年生がスクールランチの予約をしている様子。自分のランチカードを使って、1階にあるランチ予約機で2種類の主菜から当日のランチを選びます。

②給食の安全

《事務事業》給食の安全（学校給食用食材放射性物質検査委託事業、食育研究指定地区事業）

取組内容

◎学校給食で使用する食材の安全性を確認するため、平成24年度から東京都が実施している「安全・安心のための学校給食環境整備事業」に参加し、食品に含まれる放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）を測定している。検査は年3回（学期に1回）実施しており、1調理場当たり原則4品目を上限として実施している。

◎食物アレルギー対策として、国の定めた「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に従い、医師の診断を記載した学校生活管理指導表を保護者から徴収し、校内で共有することで適切に対応している。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

給食提供前の食材を原則前日までに検査を行うことになっているため、東京都が定めた基準値であるスクリーニングレベル50Bq/Kgを超えた食材についてはさらに安全性を確認するため東京都がゲルマニウム検査を実施して検査結果を確認することになっている。また、検査結果については東京緒からすみやかに報告があり、東京都と実施した自治体で検査結果を公表していることは評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

東京都が「安全・安心のための学校給食環境整備事業」を終了したことにより、市の検査の必要性を検証していく。

【施策の方向】

保護者は、家庭における子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。

（施策の取組状況）

（生涯学習課）

①家庭教育への支援の充実

《事務事業》生涯学習委託事業【家庭教育】

取組内容

保育付き家庭教育事業の「地域で生きるコミュニケーション講座」「親子で育つ、心が繋がるコミュニケーション」「手作り絵本作り方教室」などの3講座・125人（24年度5講座・210人、23年度5講座・167人）を文化協会に委託して開催した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

核家族化の進行とともに、現在の子育て世代の多くは乳幼児の世話をする体験が少なくなっている傾向があるため、子育ての戸惑いや不安が多いという状況がある。このため、保護者に対する学習の機会を設け、子育ての専門家の話を聞いたり、子育て仲間との情報交換の場を設け、支援することができた。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

働きながら子育てをする父母に良質の講座を提供できるよう、参加対象や開催日時をよく検討しニーズに反映させていく必要がある。

【施策の方向】

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催決定もあり、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①体育施設の有効活用等の推進

《事務事業》体育施設管理運営事業、体育施設維持管理事業、スポーツセンター管理運営事業

取組内容

スポーツセンターの利用者数は41万7,944人(24年度44万5,663人、23年度37万3,392人)で、2万7,719人減少した。テニスコートや野球場、運動広場などの利用者数は25万4,528人(24年度23万2,839人、23年度26万867人)であり、前年度より2万1,689人増加した。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

◎スポーツセンターは18年度に指定管理者制度を導入し、23年度から2期目の指定期間(5年間)が1期目と同じ指定管理者によって行われている。制度導入におけるサービスの変更点としては、開館時間の延長(平日について、閉館午後9時30分を午後11時に変更)、休館日の減少(毎月2回を年中無休に変更)、夏休み期間1カ月間の早朝開館(午前6時に開館)、送迎用マイクロバスの新規運行、適正な施設・設備の維持管理、スタジオレッスン等自主事業の大幅な充実などが挙げられる。利用者数は前年度より減少したものの、国体の開催及び準備による影響であり、一昨年度に比べると増加しており、影響は最小限に抑えられたと評価できる。継続して市民ニーズをとらえたサービスは向上し、維持管理を含む管理運営全般について利用者は好意的である。

◎他の体育施設については老朽化が進行しているものの、日常的な管理や突発的な修繕に的確に対応し、適正な維持管理が図られた。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

スポーツセンターは今後もさらに市民ニーズを踏まえた自主事業等の充実が図られることが期待できる。テニスコートについては、1年度に廃止となった新川町コートの代替えとして上の原地区に施設を借り受けることができたため、26年度中の開放に向け準備を実施する。

②スポーツ事業の充実

《事務事業》教室事業の充実(スポーツ教室事業)、大会事業の充実(スポーツ大会事業、市町村総合体育大会参加支援事業)、補助事業の充実(スポーツ祭東京2013運営事業)

取組内容

◎スポーツ教室事業では、和弓教室やアーチェリー教室、クライミング教室、ジョイフルソフトボール教室など728人(24年度806人、23年度798人)、ニュースポーツデー956人(24年度985人、23年度736人)、スポーツセンター指定管理者自主事業の水泳や太極拳、フラダンスなどの各種レッスン6万5,556人(24年度6万7,805人、23年度6万394人)などを行った。

◎スポーツ大会事業では、体育の日のファミリースポーツフェスティバル1,862人(24年度1,665人、23年度1,852人)、その他の事業として市民体力テスト17人(24年度18人、23年度23人)などに取り組んだ。

◎例年取り組んでいる市町村総合体育大会への選手派遣（24年度128人、23年度139人）については、スポーツ祭東京2013の開催に伴い翌年度へ延期となり、市民つなひき大会（24年度392人、23年度291人）については降雪の影響により中止となった。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

各種スポーツ事業は、スポーツ推進委員会（23年度までは体育指導委員会）、体育協会、学校関係者などが連携して推進している。特にファミリースポーツフェスティバル及び市民つなひき大会等の参加者が多い事業は体育協会、スポーツ推進委員会が中心となって展開し、運営は安定している。また、どの事業も数年にわたって参加者数が安定していることから、市民が関心を持つ事業の提供が概ねできているところである。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も関係団体との協議を継続し、スポーツに定期的に取り組むことのない市民に対し、気軽に実践できるウォーキングやニュースポーツを紹介し、スポーツを通じた健康・体力づくりを進めていくことが必要である。市民体力テストは今年度から60歳以上を対象に加え、1回当たりの参加者増につながった。今後も他市の状況を研究するなど充実に努めていく。また、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境整備の視点から、障害者スポーツの振興に向けた研究に努める。



↑ 市立中学校の生徒が各都道府県の名所や名産品を描いた「応援のぼり」。カラフルな色彩で会場を彩りました(市スポーツセンター)

取組内容

◎「スポーツ祭東京2013山岳競技会」を10月4日（金）～6日（日）にかけて実施した。教育委員会としては「子どもたちの記憶に残る国体」を目指し、さまざまな事業に取り組んだ。各中学校地区青少年育成協議会と連携し、国体へ向けた地域クリーンアップ運動では1,500人近い児童・生徒及び市民が競技会場を中心とした市内各所を清掃した。会場を飾る花のプランターの育成は全小中学校で、各都道府県の応援のぼりの作成は全中学校で実施した。

◎第十小学校の子どもが起こした火を、市を代表する炬火（きょか）として都の総合開会式に持ち込んだ。学校観戦事業として小学校13校638人、中学校1校118人を学校の引率で会場へ招待し、熱戦を生で応援した。

評価 前 進 進 行 中 停 滞

各学校でも学校便りにゆりーとを多用するなど、子どものみならず各家庭への国体開催の周知にご協力いただいた。当日の会場は予想以上の賑わいを見せ、花や応援のぼりなどの子どもたちの作った会場装飾は多くの来場者から好評を博した。

学校観戦事業に参加した子どもたちは目の前の国内トップアスリートたちの戦いを見ながら、選手と一体となって緊張し、息を飲み、楽しむ姿が見られた。東京都代表選手団は、会場の大きな応援を受けながら天皇皇后両杯の初優勝という素晴らしい成績を残した。本市の市立中学校の卒業生が都代表選手として国体山岳競技に初出場し、都の優勝にも大きく貢献した。



↑ 高さ12mもの壁を登るリード競技。鍛えた技術と持久力を発揮し、自分の限界に挑戦する参加選手の姿を見て、会場は大いに盛り上がりました(市スポーツセンターの敷地で開催)。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

国体は終わったが大会成功による達成感を共有し、かかわった人の郷土意識を育て市のスポーツ振興につなげていくため、市内競技団体と連携を図っていく。

③指導者や組織の育成の推進

《事務事業》スポーツ推進委員会運営事業、体育協会活動支援事業

取組内容

スポーツ推進委員会では、毎月定例会議を開催し情報の共有化や協議を行うとともに、部会に分かれて事業促進を図った。事業としては、ニュースポーツデーを年11回、市民体力テストを年2回、ウォーキング事業や市民つなひき大会などに取り組んだ。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

23年度までの体育指導委員は、スポーツ基本法の施行（23年8月、スポーツ振興法の全部改正）に伴い、平成24年4月から「スポーツ推進委員」と名称変更した。名称が表わすとおり、スポーツ事業の企画・運営や協力など、広く市民のスポーツ活動が推進されるようさらに役割が増し、委員会において取り組みを行っている。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

委員の任期は2年間であり、毎回の改選時には諸事情で辞退する委員も出てくることから、今後も幅広い分野からふさわしい委員の委嘱を積極的に行っていく必要がある。

取組内容

◎体育協会では、各種スポーツ大会への選手派遣364人（24年度451人、23年度497人）、国体等ジュニア育成3,932人（24年度4,283人、23年度4,149人）、学校活動への指導者派遣72人（24年度72人、23年度36人）、シニアスポーツ振興事業120人（24年度から実施・70人）などに取り組んだ。

◎体育協会に対しては、スポーツ振興事業及び屋外スポーツ施設管理業務の委託2,480万円（24年度2,350万円、23年度2,375万9,000円）、活動費の補助150万円（24年度・23年度のいずれも150万円）を行った（いずれも予算額）。

評 価 前 進 進 行 中 停 滞

体育協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めているとともに、委託しているスポーツ振興事業の実施、屋外体育施設の管理業務は安定した運営が図られていることは大いに評価できる。

今後の方向 拡 充 継 続 改 善 縮 小

今後も引き続き、委託事業の履行をはじめとして、幅広い年代に対する普及事業や指導者養成、競技水準向上のためのシステム化などが求められる。また、スポーツ基本法の施行と同時に法の趣旨を踏まえた団体運営が求められている。

基本方針5

●基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

【施策の方向】

地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民の地域活動の推進

《事務事業》社会教育委員活動の推進(社会教育委員の会議運営事業、社会教育のあらし作成事業)

取組内容

◎社会教育委員(10人)の会議は「学校支援について」について、現在、策定中の「教育振興基本計画」に盛り込むべき内容の検討を行っている(会議は年3回開催した)。また、東京都市町村社会教育委員連絡協議会総会・役員会・理事会・交流大会への出席(6回)、研修会への参加(2回)などを行った。

◎25年度に実施した文化・スポーツ・学習活動の実績をまとめた「社会教育のあらし」を作成し、関係者や関係機関に配布した。

評価 前進 進行中 停滞

社会教育委員の会議は有識者、学校教育関係者、社会教育関係者で構成し、市の生涯学習全般の検討を行い、報告書にまとめる必要があるため、時間をかけて十分な検討ができています。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

委員の任期は2年間であり、改選時には幅広い分野からふさわしい委員の委嘱を積極的に行っていく必要があるとともに、会議においては生涯学習全般の推進に繋がるテーマについての検討を継続していく。また、生涯学習に関する実績報告書である社会教育のあらしの発行も継続していく。

②学習の機会や場の充実

《事務事業》社会教育関係指導者養成講座の充実 ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

東京都レクリエーション協会が実施するレクリエーション・インストラクター資格取得事業の補完事業として、現場実習の場を文化協会に委託して提供した。「誰もが楽しめる散策コース」「東久留米七福神めぐり」など2事業・23人<1事業は雨により中止>(24年度3事業・59人、23年度3事業・19人<1事業は雨天により中止))の参加があった。

評価 前進 進行中 停滞

指導者養成のための補完事業であり、市内の資格取得者による市内での活動が期待できるものとなっている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

資格取得者が効果的に活動する場の確保・定着に向けた研究に努める。

③社会参加の仕組みなどの整備の推進

《事務事業》社会教育関係団体への補助(文化協会活動支援事業)、社会教育主催者賠償責任保険事業の充実(主催者賠償責任保険事業)、社会参加事業の充実(生涯学習委託事業【成人式、野草園事業、子ども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業】)

取組内容

文化協会に対しては、生涯学習事業(市民大学・成人式・野草園など)及び社会教育の推進に関する事業(青少年教育・障害児のつどい・市民文化祭などの旧公民館事業)の委託1,287万円(24年度1,277万円、23年度1,258万6,000円)、活動費の補助90万円(24年度・23年度のい

ずれも90万円)を行った。また、主催者賠償責任保険事業79団体(24年度78団体、23年度104団体)、成人式726人(24年度706人、23年度747人)、野草園活動209人(24年度195人、23年度208人)、子ども神輿等の貸し出し7件(24年度7件、23年度9件)、市民ギャラリーへの展示44団体(24年度43団体、23年度49団体)などを行った。市民ギャラリーへの展示期間は1団体当たり1週間である。

評価 前進 進行中 停滞

文化協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めているとともに、委託している生涯学習事業は安定した運営が図られてきていることは大いに評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

生涯学習活動を通して市民の社会参加を一層促進させるため、生涯学習団体のニーズを踏まえ、それらの団体が活動の主体となれるような支援体制が必要である。行政主導から市民団体との協働への転換が進展しつつあり、引き続き取り組みを進めていく。

④生涯学習の振興の推進

《事務事業》市民大学の活動の充実(生涯学習委託事業【市民大学運営委員会事業、市民大学・同大学短期コース等事業】)

取組内容

◎市民大学(運営委員9人、委員会10回開催)の中期コースは二つのテーマで開催した。「明日の東久留米を見つめて暮らしと文化を高めるために—自分を磨こう—」は受講者31人・15回で行い、受講者報告書を作成した。テーマは異なるが24年度は31人、23年度は30人、いずれも15回であった。「防災まちづくり学校」は受講者30人・11回で行い、受講者報告書を作成した。24年度は15回・11回、23年度30人・12回であった。

◎短期コースは市民講師を公募のうえ採用し、18講座・749人(24年度16講座・560人、23年度18講座・329人)であった。

評価 前進 進行中 停滞

中期コースでは、市の特性を生かしたさまざまなテーマにスポットを当て、事例検討や講義を通じて地域活動に参画できる機会の創出に取り組んだ。また、防災まちづくり学校や市民が講師となる短期コースは、学んだ成果を生かす場として活用された。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

生涯学習に対する市民ニーズの多様化とともに、学習活動の運営主体としていかに市民が参加していくかが課題となっている。市民大学は、地域が抱える課題を市民が自ら学習し、解決の方策等を考える機会として継続していく。防災まちづくり学校は、市民大学から発展した市民活動団体による主体的で積極的な運営が行われており、さらなる発展を促進する。

【施策の方向】

地域住民が主体となり、子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①教育活動への支援の充実

《事務事業》生涯学習委託事業【子ども体験活動委託事業】

取組内容

◎市内の広域・異年齢の子どもたちが参加するジュニアクラブとして、高崎市榛名地域での田植え・稲刈り体験や都内でのグループ活動など、年間を通じてさまざまな活動を体験した。参加者は23人・13



↑写真はジュニアクラブで田植え体験をする子どもたちの様子

回（24年度28人・13回、23年度22人・12回）であった。

◎文化協会独自事業で子どもたちが伝統文化や芸術を体験する「子ども体験塾」は500人（24年度839人、23年度956人。24年度・23年度については「落語教室」も併せて実施）が参加した。

評価 前進 進行中 停滞

子どもたちが実際の体験を通して多くの人たちと触れ合い、コミュニケーション能力を高め、社会のルールを学び、さまざまな感性を磨ける機会の一つとなるよう推進できた。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

学校だけでは経験することができない、また、支援することが困難な幅広い体験活動を地域ぐるみで提供することで、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応できるよう推進していく。

【施策の方向】

学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し、効率的な活用を図ります。

（施策の取組状況）

（総務課・生涯学習課）

①**学校等の施設開放と活用の推進** ※直接関連する市の事務事業はないが取り組みを行っている。

取組内容

野球・サッカー・バレーボール等を行う地域のスポーツ団体などから申請を受け、小・中学校校庭及び体育館などの使用許可を行った。月曜日から金曜日までの許可件数は、小・中学校合計で3,851件（24年度3,625件、23年度2,588件）であり、土曜並びに日曜及び祝日の許可件数は、小・中学校合計で5,043件（24年度5,211件、23年度4,827件）あった。

許可場所別では、小・中学校体育館の使用許可件数は5,580件（24年度5,482件、23年度3,912件）、学校校庭は2,750件（24年度2,920件、23年度2,581件）、教室は564件（24年度434件、23年度933件）であった。

評価 前進 進行中 停滞

23年度末で閉校した第四小学校の校庭・体育館については、引き続き東中学校の施設として開放することができ、市民スポーツ活動の場を確保することができた。一方、旧第四小学校校舎解体工事で一時的に開放中止となる場所もあったが、継続して開放に取り組んだ。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

◎子どもや成人の体力低下が指摘されているため、今後も学校施設利用者が増加するよう関係団体との調整とともに、利用形態の見直し、施設の安全管理などが求められる。成人の団体からの利用要望もあるが、校庭が狭く施設の安全管理、児童・生徒の安全の観点からも利用枠の確保は難しい状況である。

◎使用料については全て免除としてきたが、今後は、使用許可を行うもののうち減免基準に照らして徴収をする場合がある。

【施策の方向】

生涯学習センターなどを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①生涯学習センター事業の活動の推進

《事務事業》講座等事業委託（生涯学習委託事業【少年教育・障害者青年教室・障害児のつどい〈お日さまサンサンフェスティバル〉・市民自主企画講座】）、市後援事業の推進（子どもまつり・障害児のつどい〈ポカポカはるのつどい〉支援事業）、生涯学習センター利用者懇談会の充実、生涯学習センター施設管理事業の推進（生涯学習センター管理運営事業）

取組内容

生涯学習センターの指定管理者による管理運営は4年目を迎え、年間利用者数は15万8,067人で前年度より5,808人減少したものの（24年度16万3,875人、23年度14万9,968人）、利用件数は前年度より186件増加した。市民ニーズをとらえた自主事業の開催は、市民と共に盛り上げる形で行われた。

評価 前進 進行中 停滞

◎22年度から5年間の制度導入における変更点としては、休館日の減少（月4回を1回に変更）、集会学習室等の利用区分の拡大（一日当たり3区分から4区分に変更）、ホール事業等自主事業の拡充、環境美化を重点とした施設・設備の維持管理などが挙げられる。

◎利用者数は前年度より概ね10%の増加となり、制度導入が定着してきたことが伺えるとともに、管理運営全般について年2回の利用者アンケート結果や、同じく年2回の利用者懇談会においても好意的であった。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

◎今後は残り1年間の指定期間で、収入面の工夫も含めさらに向上するよう指定管理者に求めていくとともに、市との協議を進めていく。

◎市内全公共施設で導入される統一的な「公共施設使用料の見直し」により、免除・減免対象団体が大幅に減ることが予想されるため、利用者・利用率の減少が見込まれるが、それを上回る事業展開が期待される。

【施策の方向】

芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民交流の場の充実

《事務事業》生涯学習委託事業【市民文化祭】

取組内容

◎市民の参加交流の場の提供としては、「市民文化祭」を文化協会に委託して実施し、3万6,532人が参加した（24年度3万8,549人、23年度3万3,192人）。また、市内文化・芸術団体が日ごろの活動の成果を発表するための「春の祭典（文化協会独自事業）」には4,508人が参加した（24年度3,603人、23年度は東日本大震災のため中止）。

◎多摩北部都市広域行政圏事業の一環である多摩北部5市美術家展（第26回圏域美術家展）を25年度は東久留米市で開催し、圏域5市の代表的な作家の絵画作品35点の展示を行った。美術家展初の試みとして、市内中学校教諭にも出品を依頼し中学校の生徒・保護者への積極的な案内を行うとともに、

会期中の土・日曜日に作家による作品解説も行った。5日間の日程で628人の来場者があった。

評価 前進 進行中 停滞

市民が文化・芸術活動に取り組んだ学習成果について、舞台や展示などで発表する場を提供できるとともに、仲間との交流を促進する場にもなっている。また、身近に芸術に触れる機会を提供し、芸術文化の普及・振興のみならず、市民の日々の生活の充実度を高め、地域への愛着を深めた。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も市民が主役となれる場を提供し、芸術や伝統文化に親しんでもらうとともに、交流を通じた団体の活性化や規模拡大への機会提供を継続していく。

【施策の方向】

東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①埋蔵文化財の調査と保護の推進

《事務事業》埋蔵文化財調査報告書刊行事業

取組内容

宅地造成などの開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、試掘・立会調査を行った。相談件数は778件(24年度750件、23年度748件)、宅地開発に伴う市内遺跡の試掘調査3件、立会い調査9件を実施した。

評価 前進 進行中 停滞

埋蔵文化財の試掘調査や立会調査、保護調整の実施などは貴重な歴史資料の保護に向けた市の責務であり、例年、開発事業者等の理解を得るなどして、目的の遂行が実施できている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であるため、地域の状況の適切な把握が重要であるが、的確な把握は容易ではない。そのため、引き続き開発事業者等関係者に対して、保護の趣旨を十分説明し理解と協力を求めていく。

取組内容

23年度に行った六仙遺跡第VI次発掘調査区域の発掘調査に伴う出土品等の整理を行い、埋蔵文化財発掘調査報告書第40集「六仙遺跡VI」を刊行するとともに、これまでの埋蔵文化財出土品の確認・整理も併せて実施した。

評価 前進 進行中 停滞

埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行は貴重な歴史資料の保護に向けた市の責務であり、例年、関係団体などの理解・協力を得て、目的の遂行が実施できている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

埋蔵文化財の保護は発掘調査成果の公開や文化財保護施策の広報活動に積極的に取り組むことにより、広く市民の理解を得られやすい。今後も引き続き、関係資料は常に最新の状況を表示することに努めるとともに、記録・保存については情報のデータベース化など、機能的な方法の工夫に取り組んでいく。

②文化財の保存と活用の推進

《事務事業》文化財展示・保存施設の充実（文化財施設管理事業）、市所蔵文化財の管理と整理の推進（文化財保存調査事業、埋蔵文化財保存事業）、補助金交付の充実（文化財修理補助事業、文化財保護団体支援事業）、文化財保護意識の普及の推進（文化財パンフレット刊行事業、文化財講座等普及事業、文化財資料集刊行事業、文化財出版物普及事業、文化財説明版設置事業、郷土芸能保存の支援事業）、文化財保護審議会の充実（文化財保護審議会運営事業）

取組内容

市所蔵文化財等の調査と記録の作成、明治から昭和初期の行政文書の整理・調査、市民との協働作業による市内近世文書の再整理などを実施した。市内で確認されている文化財は7,875件で、指定及び登録文化財は東京都指定3件、市指定64件、国登録7件である。なお、市内文化財で特に重要なものうち、「村野家住宅（主屋や離れ等7件）」が市内唯一の国登録文化財となっている。

評価 前進 進行中 停滞

文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解し、将来の文化向上・発展の基礎となるものであることから、その適切な保存管理と活用ができています。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、文化財保護審議会をはじめとする専門的な関係機関との連携を図りながら、文化財の評価・指定、公開・活用などに取り組んでいく。

取組内容

◎文化財保管施設については、老朽化した文化財保存室の雨水排水設備の取替及び屋根改修工事と、同じく劣化の著しい第三小学校郷土資料室の外壁等改修工事を行った。また、小山台遺跡の文化財説明板の修繕も行った。

◎文化財保護意識の普及では、公開・企画事業である東京文化財ウィークに参加し広域広報を実施したほか、地域の学習会等への講師派遣、新川町二丁目の有形民俗文化財「庚申塔」の説明板更新などを実施した。また、文化財防火デーには多聞寺において消防演習を実施し、関係機関及び地域が一体となり保護意識の高揚を図った。

◎郷土芸能の保存支援については、4年に一度の開催に合わせ、南沢獅子舞の獅子頭3体の修理に補助金を支出した。

評価 前進 進行中 停滞

文化財の保護に関する理解・協力を促進するため、記録映像等を活用した無形民俗文化財などの体系的な整理・活用ができているとともに、文化財を生かした地域づくりを推進できるよう、学校教育などを通じた文化財の学習活動に寄与している

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

市所蔵の文化財は質量ともに膨大にあり、中には整理しきれていない物もあることから、継続してその整理に努めるとともに、文化財保護意識高揚のための資料をさらに整えていく。

③郷土資料室の充実

《事務事業》郷土資料室運営事業

取組内容

◎郷土資料室（わくわく健康プラザ内）には、歴史展示室・文献資料室・資料整理室などがあり、展示室は年間を通して一般公開を実施している。利用者数は、見学・資料閲覧・埋蔵文化財手続き、相談・問い合わせなどで2,162人であった（24年度2,444人、23年度2,132人）。重要な文化財を集約し、古文書・埋蔵文化財出土品等の整理を行い、新しい歴史事項が確認されるなど、地域学習情報の提供に成果があった。また、「くるめってどんなどこー身近な歴史から東久留米を知ろう」をテーマに「夏休み子ども歴史教室」を開催し、5人の小学生が参加した。

◎文献資料室・資料整理室では、収蔵資料の調査研究等に取り組みながら、歴史学・考古学及び民俗学の調査研究の報告と刊行を実施している。

評価 前進 進行中 停滞

歴史展示室では、郷土の歴史・生活文化の流れの中から論点を絞ったテーマを選んでいる。利用者数については、団体見学者は増加しているものの個人見学者が減少傾向にあり、その検討が課題となっている。一方で、子どもたちの長期休業中などにおける学習の場として、貴重な施設となっている。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

今後も引き続き、展示部門の工夫の研究を行うとともに、市民の学習意欲や郷土意識を高揚させることができるよう情報の提供などに努めていく。

【施策の方向】

図書館の資料・学習施設・専門職による支援を整え、地域の子どもの読書活動や学校教育を支援するとともに、すべての年代の市民の生涯学習を支援します。また、東久留米市の歴史や市政に関する資料の収集・保存・提供に努めます。

(施策の取組状況)

(図書館)

①資料提供事業の推進

《事務事業》資料・情報提供の充実と学習支援（図書館資料・情報の提供事業、図書館文書交換業務事業、廃棄図書活用事業）、地区館事業の充実（図書館地区館管理運営事業）、ハンディキャップサービスの推進（図書館ハンディキャップサービス事業）、図書館広報の推進（図書館広報事業）

取組内容

◎滝山図書館・ひばりが丘図書館・東部図書館の運営を指定管理者が行い、開館時間の拡大を図り、地域に合わせた事業を行った。

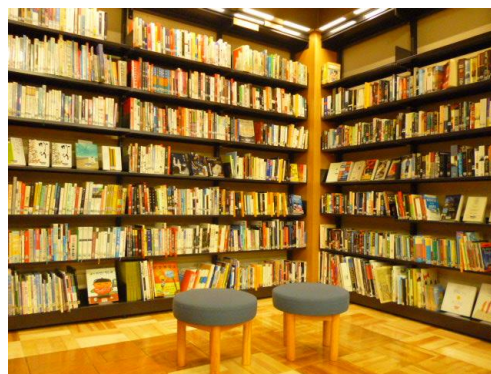
◎図書館システムを更新し、書誌情報や検索の利便性の向上を図った。読書案内や調べ案内を発行し、参考図書室の整備を進め、レファレンスや読書案内の事業を拡充した。また、男女平等推進センターとの共同事業を継続し、蔵書のデータベース化を行った。

◎ハンディキャップサービス事業では録音図書の貸出し、宅配サービス、対面朗読などを実施した。また、音訳ボランティアの育成を継続し、活動場所を提供して録音図書の作製とデジタル化を行った。

◎多文化コーナーを増設し、多言語によるおはなし会の実施（81人参加）など、事業の拡大を図った。

◎平成25年度の利用実績は利用点数88万765点、うち録音図書1,045点（24年度86万7,154点うち録音図書818点）、登録者数27,900人、うちハンディキャップサービス利用者数35人、市民一人当たりの利用点数7.6点（24年度7.4点）、資料利用回転率1.8回（24年度1.7回）であった。

◎開館時間の延長・貸出点数の増加・書架の増設・書誌情報の充実・学習室の常設化などを行い、図書館サービスを拡充した。



↑多文化コーナー。在日外国人の方のためにズラッと並んだアメリカ、イギリス、中国、韓国等の旬な資料。世界各国の大使館の資料もあります(中央図書館)。



↑ 予約した本は自動貸出機で番号を確認し、ブース内の棚から自分で取りだして借りることができるようになりました(中央図書館)。

評価 前進 進行中 停滞

◎平成25年度は全館で開館時間の延長、貸出点数の増加など市民要望にこたえるサービスを拡大し、図書館システムの更新に伴う蔵書データベースの向上や自動化などを行い、利用を伸ばしたことは評価できる。

◎新たに導入された地区館の指定管理者による運営では利用者数・貸出数を伸ばし、地域に密着した事業を行い、利用者の満足度評価では開館時間や窓口での対応で高い評価を受けた。

◎中央図書館は選書や資料提供の専門性の向上に努め、課題解決型の図書館サービスを進めた。また、学習室の拡充等の市民要望に合わせた運営や利用者懇談会の開催等市民参画の推進を図ったことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

◎中央図書館と地区館が協力して、さらにサービスの向上を図っていく。

◎蔵書の充実と専門的な情報提供の事業を発展させる。情報化社会に対応する情報リテラシー向上の事業を進める。

②東久留米市に関する資料の保存と提供の事業

《事務事業》図書館資料・情報の提供事業（この事務事業は①にも関連あり）

取組内容

◎地域資料の収集・提供事業では、中央図書館展示コーナーでのテーマ展示を常設とした。「地域資料展 東久留米のぞきめがね遺跡編」を開催し、403人の参加があった。

◎庁内配布の地域資料の収集や市内の学校、施設の資料収集等の一層の充実にも努めた。地域資料は新たに565点受け入れ、蔵書数は8,979点となった。中央図書館の地域資料コーナーを拡充し、「川と湧水」コーナーを新設した。

評価 前進 進行中 停滞

地域資料展示の常設化や中央図書館の書架の増設により、地域資料の収集を広く知らせた活動は評価できる。市民の要求の高い事業であり、市行政の歴史保存の役割もあるのでさらに収集を進めていく。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

地域資料の収集は市立図書館の重要な責務である。市史編纂の基礎資料となる文書や地域活動の資料を積極的に収集し、保存の体制を整え、文化財担当と協力して市史編纂について研究していく。各所管との連携を図り、情報提供や記録の保存を進めていく。

③子どもたちの読書活動の推進

《事務事業》子ども読書の充実（東久留米市子ども読書活動推進計画策定事業、子ども読書活動推進事業、ブックスタート事業）、学校教育支援（学校図書館支援事業）、地域の子ども読書団体への補助（東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業）

取組内容

◎前年度に行った「子ども読書活動推進計画」の検証をもとに第二次計画の策定事業を行った。

◎「子ども読書活動推進計画」に基づき児童向け事業、ボランティア育成事業、学校や児童関係団体への情報提供等の事業を行った。東久留米地域文庫親子読書連絡会との共催の絵本展（427人参加）、おはなし会（5,166人参加）、科学の本の読み聞かせ等（244人参加）の事業をボランティアの協力で実施した。

◎学校図書館支援事業については「学校図書館充実のための整備計画」に基づき、学校図書館運営指針の策定、学校図書館研修、情報提供、学校図書館支援等を、指導室、総務課と連携して行った。学校への団体貸出は6,037冊あり、見学・職場体験の受入れ等の学習支援を行った。

評価 前進 進行中 停滞

◎第二次「東久留米市子ども読書活動推進計画」の策定は現行計画を基本とし、これまでの成果と課題を反映した着実な読書推進計画として評価できる。

◎「学校図書館整備計画」に基づき、指導室、総務課、図書館、学校が連携して、読書活動や学校図書館の活用を推進する体制が整備をされたことは評価できる。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

第二次「子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児対象事業の充実、読書ボランティアのネットワークの事業を具体化し、大人も含めた市民全体の読書活動を活性化する事業を推進する。

④図書館施設整備と図書館運営の推進

《事務事業》図書館施設整備(図書館施設管理事業、図書館車両管理事業)、図書館協議会活動の推進(図書館協議会運営事業)、図書館関係団体との連携(東京都市町村立図書館長協議会参画事業、日本図書館協会参画事業)

取組内容

◎平成25年度から図書館の集会施設について見直しを行い、学習室の拡充とボランティアルームの設置を行い、社会教育関係団体への集会室提供事業は縮小した。利用実績は1,449件(うち図書館事業が1,020件)あった。

◎図書館協議会は3回開催し、指定管理者や子ども読書活動についての協議を行った。また、利用者懇談会を開催し、利用者満足度調査を実施した。

◎施設管理については中央図書館施設の経年劣化による不具合の対応をする一方、今後の施設修繕や管理方法について課題抽出を行った。

評価 前進 進行中 停滞

指定管理者による利用者満足度調査、利用者懇談会、中央図書館利用者アンケートを実施し、市民の意向を生かした図書館運営に努めた。また、ボランティアルームの設置等、協働の環境整備を進めた。

今後の方向 拡充 継続 改善 縮小

◎図書館事業の評価については、中央図書館・地区館を合わせた図書館全体の評価について、図書館協議会において第三者評価を実施し公開していく。市民の参画とボランティア受入れの一層の推進を具体化する。

◎施設整備については安全の確保を第一に、効率性の向上を目指し施設改修を行う。長期的な運営方法と施設整備を総合的に検討する。

6 平成25年度主要施策の点検及び評価に関する説明会の開催等及び有識者からの意見

「平成26年度（平成25年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の策定に当たっては昨年度の有識者の評価を受け、昨年の11月から評価の見直しを行ってきた。昨年度から行っている有識者への説明会及び視察については25年度も行った。

説明会及び視察の開催日時

平成26年6月26日（木）午後1時半～5時30分

視 察

市立第一小学校の授業を視察し、その後、校長から学校の現状等についての説明を受けた。

※事務局からは指導室長が参加した。

説明会

視察後、市役所の会議室において、平成25年度に市教育委員会が行った施策の「取組内容」、それについての「評価」及び「今後の方向」についての説明を行った。

教育部長から昨年度と大きく変更した点について、続いて、所管課長から主な変更点等について説明を行った。その後、質疑を受け、改めて補足説明を行った。

◎出席者

《有識者》

◆元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、特定非営利活動（NPO）法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長）などを務める宮下英雄氏

◆首都大学東京客員教授、国立教育政策研究所名誉所員で、国際生物学オリンピック日本委員会副運営委員長、文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」小中学校ワーキンググループ委員などを務める鳩貝太郎氏

《事務局》

教育長、教育部長、指導室長、総務課長、学務課長、統括指導主事、生涯学習課長、図書館長

元聖徳大学大学院教職研究科教授、全国小学校理科研究協議会元会長・顧問、特定非営利活動（NPO）法人こども科学教育振興協会理事長、東久留米市教育振興基本計画策定に係る懇談会委員（座長）
宮下 英雄

I 点検・評価の基本となる観点からの意見

(1) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、実態や取り組みの状況、課題等を明らかにすることは、市民への説明責任と教育行政のより一層の推進を図ることにある。

市民への説明責任を果たすためには、権限に属する事務の管理及び執行の状況を「透明性の確保」という観点から分かりやすく説明する責務を有する。同様に、評価者は市民の代表者としての自覚を持って、専門的な視点から執行状況資料を分析するとともに教育委員会からの説明、学校訪問等の機会を得て、多様な側面から実感的に判断し、評価をすることが必要と考える。

(2) 上記の趣旨が理解され、25年度からは、教育委員会による施策の「取組内容」の概要と「評価及び今後の方向について」の説明の機会が設定された。また、学校訪問、授業参観、校長による学校教育の現状等についての説明、質疑応答と意見交換等が行われた。「透明性の確保」という視点から前向きな取り組みが行われている。

(3) 「施策の取組状況」については、担当所管ごとに「文章による記述」と「前進、進行中、停滞」の3段階による評価、さらに、「今後の方向」に対して状況判断を「拡充、継続、改善、縮小」の4段階の方向性を示し、今後の教育行政への在り方を探る指標を提示している。しかし、敢えて申し上げさせていただくと取組状況を評価するにあたってはその到達目標を明確にしておかなければならない。また、何をもとにして判断したのかという評価の根拠が明らかになると、だれもが納得する。その判断基準には、質的な判断根拠と量的な判断根拠が存在するが、評価規準と評価基準を具体的に表示できるようにすることが検討課題と考えられる。

(4) この3段階、4段階の取組状況の評価は、状況の理解と事業推進の難易度と事業の存続にかかわる検討課題を示している。評定に当たっては、教育委員会事務局の判断をもとに教育委員が最終判断をしている。今日、教育委員会が多様な側面からその組織についての指摘がされ始めているが、東久留米市は役割を明確にされている。審議内容、活動概要一覧からは、学校行事、各種会議、市民行事等々への積極的に参加されていることからして、事務局、教育委員の皆様への敬意を払うとともに健全な体制を評価する。

(5) 報告書の体裁においても、「見える化」する方向に変貌してきた。随所に映像を伴った説明が記述され、状況判断が容易に理解されるように改善されている。今回の報告書は、それに加え、更に、グラフ、図、表などを駆使した「見える化」による手法が随所に行われている。特に、データを明確にした取組の内容は、解釈がしやすく、信頼性を高めている。表の理解、解釈は、市民の啓発を促す数値としても効果的と考える。また、※印にて文章記述中にある事項について解説が加筆されている。このことは、具体的に説明責任に込めようとする市民サイドに立った報告書の作成として評価される。

II 基本方針とその主要施策についての意見

(1) 基本方針1「安全な学校と信頼される教育の確立」について

市民の期待に応える学校教育の基盤をなす基本方針であり、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりへの施策である。各施策の進捗状況もおおむね良好であり、評価できる。特に、「分かる授業」「できるようになる学習」「楽しい時間」を目指した授業や学校行事の工夫改善に不断的努力を行っていることは、高く評価されている。このことは、教育目標に掲げられている「自ら学び、知を創造する人間」の項目における、「学ぶことの楽しさを知り・・・」ことへの大切な実践的努力と言える。若者の自尊感情、自己肯定感の意識の低さが問題視されている。学ぶことの楽しさからこの課題の解決策をさらに求めて行きたい。このことと関連して教育委員会生徒表彰の枠を広げ、小学校においても適応を考慮し、特異な能力に対する萌芽の機会となれるよう検討を期待したい。教職員の健康診断受診率は100%

であることが望ましい。受診の状況調査が必要である。また、今後の方向性に「環境を整えていく必要がある」との記述であるが、具体的な改善策の提示があると良い。「週ごとの指導計画」の提出状況は小・中学校合わせて100%と極めて高い。このことは「教育課程の管理」が校長の指導の下に適切に行われていることとして高く評価したい。「教育振興基本計画（仮称）」は教育行政の根幹にかかわる部分である。早期に策定、施行が可能となるよう対策を講じる必要性を強く感じる。

（2）基本方針2「確かな学力の育成」について

知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力をも含み、学習意欲を重視した、これからの子どもに求められる資質・能力を「確かな学力」と称している。学校教育法30条第2項に学力を構成する要素が明確にされた。知識及び技能という量的な側面と思考力、判断力、表現力等の能力や主体的に学ぶ態度という質的な側面を有している。学力を身に付けるためには、先ず、子どもに習得させる知識や技能の量的な側面の明確化を図ること、その上で習得・活用・探究させるための質的な側面を図る手立てが必要である。確かな学力は確かな学びから育成される。子どもが学びの楽しさと成就感を味わう心情と情意面の側面と、「分からなかったことが分かるようになった」「できなかったことができるようになった」という知的な側面の両立によって学びが豊かになり、確かな学力が育成される。学習に対する成就感・充実感を味わわせながら、学習成果を自覚させることを目指した授業の改善、工夫が重要である。授業改善への努力は教師の使命、命と言える。教科別授業改善研究会の実践は、指導力を高め合う東久留米市の特徴的な研修体制として評価される。特に、小・中学校9年間を見通した授業の実践検証報告書は交流、継続、接続にとどまらず学習内容・方法、知識の習得・活用にまで言及されている。作成に従事された関係各位に感謝を申し上げる。「全国学力・学習状況調査」の結果については特段記述がないが、関心の高い事項である。日々の授業における質的な授業の改善意識を常に促していくことが極めて重要と考えられる。

（3）基本方針3「人権尊重及び社会貢献の精神の育成」について

人権教育の推進に当たっては教職員の人権感覚、人権意識を磨くことが極めて大切である。この人権感覚、意識の高揚はすぐに定着するものではない。また、何回すれば定着するというものでもない。人権感覚、人権意識を高める研修会を管理職、初任者等の職層に応じて意図的、計画的に実施していることは、教育に従事する関係者の人間性にかかわる根本となる資質・能力の形成につながる。具体的な事例を通して学び合うことによって、自分では気付かなかった人権感覚を磨く機会となる。そのことは、やがては子どもの人権感覚、人権意識を高め、時代の変化と共に新たな人権感覚を磨く機会となる。施策の継続、拡大を期待する。特に、いじめにかかわる指導については国、東京都の基本方針に即して、「東久留米市いじめ防止基本方針」の策定、全校に「学校いじめ対策委員会」の設置など前向きな取り組みが行われている。いじめはその後の人間形成に大きなしこりを残す恐れがある。早期発見、早期指導、早期措置が大切であり、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした勇気ある指導を期待する。また、いじめを見抜く教師の感性を育てたい。保護者、PTA、地域、市民との連携による情報の提供がスムーズに行われるシステムづくりの検討が大切と考えられる。「東久留米市いじめ防止基本方針」の策定の中での検討課題としての提案である。体罰や不適切な言動等については、重篤な体罰の実態はなかったとあるが、「行き過ぎた指導」または、その疑いのある事例の存在がある。「行き過ぎた指導」という名を借りた体罰であると想定される。表出事態に「ゆるみ」を感じる。法的に抵触するという厳しさのある意識啓発が求められる。

（4）基本方針4「健やかな心と体の育成」について

青少年の心と体の両側面からの充実と自己実現を目指す意欲や態度の育成への多様な事業推進への努力が行われている。各施策とも進行中、継続評価である。中でも、いじめ0（ゼロ）、不登校0（ゼロ）の学校を目指すことは、子ども、保護者、市民の願いである。いじめによって尊い生命が奪われる事件が報道されるたびに、心が痛む。また同様な事件の発生に教訓は生かされていないのか、という憤りさえ感じる。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育アドバイザー等の専門的な知識・経験を有する人材の有効活用を図り、早期発見、早期解決、未然防止に取り組まれている。基本方針3との連携を図りながら、推進を期待する。2020年東京オリンピックの開催に向けての意識啓発事業の検討も必要である。特に、小・中学校の教育活動にかかわる事業の推進については、関係機関との連携を図りながら、検討委員会等の

設置が必要な時期である。

(5) 基本方針5「生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進」について

地域の教育力の再構築を目指し、学習の成果を地域活動に生かすことができるように学習の機会、社会参加の仕組みを整備し、生涯学習の振興を図る指導体制の確立を目指すとする。各施策の取組状況も前進、進行中、継続評価であり、良好である。特に、市民の共有財産である学校施設等の効率的な活用を図るとある。利用稼働率も良好である。生涯学習センターの利用率は年々増加している。市民ニーズに即した自主事業が功を奏している。スポーツセンターの開館時間の延長、休館日の減少、早朝開館などをはじめ、図書館事業においても開館時間の延長、学習室の拡充など市民の要望に即した取り組みが行われている。文化財の保護、保存と活用推進については意識の拡大をさらに継続したい。

以上

首都大学東京客員教授、国立教育政策研究所名誉所員で、国際生物学オリンピック日本委員会副運営委員長、文部科学省「学びのイノベーション推進協議会」小中学校ワーキンググループ委員
鳩貝 太郎

平成25年度分の東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(以下、報告書とする)の内容は、学校教育の分野や生涯学習の分野についての事業評価を適切に行っており、市民に分かりやすいものとなっています。

なお、数値目標の設定が可能な内容項目については、年度当初に数値目標を設定し、結果がどうなったかを示せるように工夫することを検討していただきたい。

この報告書を基にPDCAサイクル(P l a n :計画→D o :実行→C h e c k :評価→A c t :改善)により業務を継続的に改善、充実させることを期待したい。

本年も報告書についての説明会を開催していただき、各担当者との質疑の機会を持つことができ報告書の内容をより深く理解することができた。

平成25年度主要施策の点検及び評価について、基本方針の項目に沿って、気づいたことなどを列記する。

◎基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

信頼される教育の確立に向けて、教育委員会の事務事業はおおむね順調に進行しており評価できる。特に「教育振興基本計画(仮称)」の平成26年度施行に向けた準備ができ、速やかな施行に向けて取り組みが進むことを期待したい。

教育委員会生徒表彰は生徒の励みとなる事業であり、全中学校から男女1名ずつを表彰したことは評価できる。生徒の多様な活躍を奨励する観点から、客観的な評価に基づいて、より幅広く表彰することを検討していただきたい。

子どもの安全確保や学校の安全管理、及び防災教育をより重視し、安全・安心な学校づくりをより一層推進していただきたい。

学習指導の工夫改善を進めるための授業研究を通しての校内研修の充実に引き続き努めていただきたい。また、その成果を市民に公開し、開かれた学校づくりが一層推進することを期待したい。

学校インターンシップ制度の実施は、若手教員の成長のためにも役立つものとして評価できる。今後、協定を結ぶ大学を増やし、学生ボランティアを積極的に受け入れられる校内体制づくりを検討していただきたい。

◎基本方針2 確かな学力の育成

学力向上に向けた各施策はどれも当初の予定に従って順調に進行しており、これからも継続して取り組むことが示されている。今後さらにきめ細かな取り組みが行われることを期待したい。

少人数学習の推進が進んでいることは評価できる。子どもたちの多様な能力をより伸ばす観点から一人一人の子どもに適した指導体制の工夫改善を進めるとともに、各学校での取り組みを共有化する方策を検討していただきたい。

総合的な学習の時間や環境教育では、市内の優れた自然環境や伝統文化などを活用した教材開発、実践研究が進展することを期待したい。

確かな学力を効果的に育成するために情報通信技術（ICT）の積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善が求められており、教師用のデジタル教科書や教材の開発・実践が進んでいる。本市におけるICT環境の整備、指導方法・指導体制の工夫改善、及び各学校での取り組みの共有化について検討する必要がある。

◎基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

それぞれの取り組みは進んでいると評価できる。各学校の教育活動の中で特色ある取り組みが一層進展することを期待したい。

いじめにかかわる指導の充実のために、スクールカウンセラーの増員と校内での指導体制の工夫改善を一層推進する必要がある。

◎基本方針4 健やかな心と体の育成

それぞれの取り組みが当初の計画に従って進行中であり評価できるが、一層の充実を期待したい。

道徳教育では、道徳の授業を中心に規範意識の育成等を図っていることは評価できるが、道徳の授業はもとより学校教育のすべてにおいて適切な指導が行われるような工夫改善が進展することを期待したい。

◎基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

それぞれの取り組みが当初の計画に従って進行中であり評価できるが、一層の充実を期待したい。

東久留米市に関する資料の保存と提供の事業を拡充させる方向は評価できる。また、生涯学習センターの年間利用者数が増加したことは評価できる。

子どもたちの読書活動の推進は「学校図書館整備計画」に基づき連携体制が整備されたことは評価できるが、一層充実することを期待したい。

以上

資 料

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価の実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育委員会教育目標・基本方針、施策の方向」に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

- 2 主要施策の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- 4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委 任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年11月1日から施行する。

平成25年度教育委員会における審議内容一覧

※回数は「年」で数えています。

※議案及び報告書の件名のうち「東久留米(市)」「～について」など、スペースの都合で一部省略しています。

< 定例会 >

会議名 (開催日)	議案・主な報告等
第4回 (25.4.24)	<p>【議案】①奨学資金運営委員会委員の委嘱 ②社会教育委員の解職及び委嘱 ③教育委員会職員の仕事に係る事務の臨時代理の承認</p> <p>【諸報告】 ①「平成25年度(平成24年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」(以下「平成25年度(平成24年度分)点検及び評価報告書」と略す) ②東久留米市教育振興基本計画</p>
第5回 (25.5.15)	<p>【議案】 ①市立学校長の処分 ②点検・評価に関する有識者の委嘱 ③教育委員会職員の仕事に係る事務の臨時代理の承認</p> <p>【諸報告】①東久留米市立学校長の研修(内申)②「平成25年度(平成24年度分)点検及び評価報告書」③学校図書館運営連絡協議会 ④子ども読書活動推進計画(第二次)検討委員会 ⑤成人の日のつどい ⑥平成25年5月1日現在の学校基本調査に基づく児童・生徒数及び学級数 ⑦第27回リード・ジャパンカップ東京大会(第68回国民体育大会スポーツ祭東京2013山岳競技リハーサル大会)⑧教育振興基本計画</p>
第6回 (25.6.3)	<p>【議案】①教育委員会職員の仕事に係る事務の臨時代理の承認 ②就学支援委員会委員の委嘱 ③社会教育委員の委嘱</p> <p>【諸報告】①平成25年第2回市議会定例会 ②平成25年第2回市議会定例会 ③「平成25年度(平成24年度分)点検及び評価報告書」 ④教育振興基本計画</p>
第7回 (25.7.10)	<p>【議案】①教育委員会職員の仕事に係る事務の臨時代理の承認 ②文化財保護審議会委員の委嘱</p> <p>【諸報告】①公共施設使用料の見直し ②平成25年第2回市議会定例会 ③「平成25年度(平成24年度分)点検及び評価報告書」 ④第1回特別支援学級開設準備委員会 ⑤第1回学校給食運営協議会 ⑥給食食材の放射性物質検査の結果 ⑦平成25年度就学相談実施要領 ⑧平成25年度夏季休業中の指導室事業 ⑨教育振興基本計画 ⑩教育委員会職員の仕事</p>
第8回 (25.8.5)	<p>【議案】①平成25年度市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択 ②「平成25年度(24年度分)点検及び評価報告書」 ③市公立小・中学校文書管理規程の一部改正 ④市立図書館運営規則の一部改正 ⑤「平成25年度(平成24年度分)点検及び評価報告書」 ⑥平成25年度一般会計(教育費)9月補正予算(案)</p> <p>【諸報告】①第26回(平成25年度)圏域美術家展実施要項</p>
第9回 (25.9.3)	<p>【議案】①教育委員会職員の仕事に係る事務の臨時代理の承認</p> <p>【諸報告】①平成25年第3回市議会定例会</p>
第10回 (25.10.1)	<p>【議案】①教育委員会職員の仕事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙 ③教育委員会委員長職務代理者の選挙 ※議席の指定あり ④平成25年度一般会計(教育費)11月補正予算(案)</p> <p>【諸報告】①平成26年度就学援助費事務処理要綱の一部改正 ②スポーツ祭東京2013山岳競技会について(ご案内)</p>

第11回 (25.11.13)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会職員の人事 ③「議案第62号 平成25年度東久留米市一般会計(教育費)11月補正予算(案)について」の一部取り下げ及び追加</p> <p>【諸報告】①平成25年第4回市議会定例会 ②教育委員会教育目標及び平成26年度基本方針 ③「東久留米市子ども読書活動推進計画(第2次)」(素案) ④「東久留米市教育振興基本計画」(素案) ⑤中学校特別支援学級の保護者説明会 ⑥第2回東久留米市下里地域通学区域検討委員会 ⑦第2回学校給食運営協議会 ⑧給食食材の放射性物質検査の結果</p>
第12回 (25.12.17)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会職員の人事 ③市立学校教職員の服務事故</p> <p>【諸報告】①平成25年第4回市議会定例会 ②教育目標及び平成26年度基本方針 ②「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」</p>
第1回 (26.1.9)	<p>【議案】①教育目標及び平成26年度基本方針 ②平成25年度一般会計(教育費)補正予算(案) ③平成26年度一般会計(教育費)当初予算(原案) ④事務の臨時代理の承認</p> <p>【諸報告】①「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」</p>
第2回 (26.2.6)	<p>【議案】①学校医の委嘱 ②事務の臨時代理の承認 ③社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼 ④市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正 ⑤市公立学校文書管理規程の一部改正 ⑥教育委員会職員の人事</p> <p>【諸報告】①教育委員会生徒表彰 ②第3回学校給食運営協議会議事要旨 ③「第二次子ども読書活動推進計画」のパブリックコメントについての方針と計画案</p>
第3回 (26.3.4)	<p>【議案】①第二次子ども読書活動推進計画の策定 ②教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ③市教育委員会職員の人事</p> <p>【諸報告】①平成26年第1回市議会定例会 ②「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」 ③郷土資料室所蔵土器の貸し出し ④通学区指定校規則変更についてのアンケート結果 ⑤平成25年度第3回子供土曜塾</p>

<臨時会>

開催日	議案・主な報告等
第4回 (25.5.20)	<p>【議案】①市立学校長の人事(内申)</p> <p>【諸報告】①市民大学運営委員会要綱の一部改正 ②指導室報告</p>
第5回 (25.6.7)	<p>【議案】①市立学校教職員の処分(内申)</p> <p>【諸報告】①教育委員会委員の任命</p>
第6回 (25.7.25)	<p>【議案】①下里地域通学区域検討委員会委員の委嘱 ②「議案第45号 東久留米市就学支援委員会委員の委嘱について」の一部修正に係る教育長の事務の臨時代理の承認</p> <p>【諸報告】①教育委員会委員の任命</p>
第7回 (25.10.18)	<p>【議案】①教育委員会局職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②市立小中学校施設使用条例、市立市民体育施設条例、市スポーツセンター条例及び市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定依頼</p> <p>【諸報告】①平成25年第3回市議会定例会 ②「平成24年度決算参考資料」及び「東久留米市の財政分析」 ③平成26年度予算編成方針 ④「教育目標・基本方針」及び「平成26年度(平成25年度分)点検評価報告書」 ⑤東久留米市教育振興基本計画(素案)</p>

第8回 (25.12.25)	【議案】 ①図書館協議会委員の委嘱 【諸報告】 ①教育目標及び平成26年度基本方針 ②「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」
第1回 (26.1.17)	【議案】 ①教育委員会職員の人事 【諸報告】 ①教育目標及び平成26年度基本方針 ②「平成26年度(平成25年度分)点検及び評価報告書」
第2回 (26.1.27)	【議案】 ①平成26年度一般会計(教育費)当初予算(原案) ②平成25年度一般会計(教育費)補正予算(案) ③教育委員会教育目標・平成26年度教育委員会基本方針の策定 ④教育委員会職員の人事 【報告】 ①平成26年成人のつどい
第3回 (26.2.13)	【議案】 ①市立小・中学校長及び副校長の人事の内申 ②「議案第9号 平成25年度一般会計(教育費)3月補正予算(案)」の一部取り下げ
第4回 (26.2.25)	【議案】 ①「『東久留米市小学校給食調理業務委託導入計画』の改定(平成26年度実施分)」 ②「議案第11号 東久留米市教育委員会教育目標及び平成26年度東久留米市教育委員会基本方針の策定」の一部修正
第5回 (26.3.4)	【議案】 ①「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」の策定 ②市教育委員会職員の人事 【報告】 ①平成26年第1回市議会定例会
第5回 (26.3.18)	【議案】 ①「議案第20号『東久留米市立小学校給食調理業務委託導入計画』の改定(平成26年度実施分)」の一部修正 ②教育委員会職員の人事 ③市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認
第6回 (26.3.28)	【議案】 ①「議案第1号東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正」の一部改正 ②「議案第2号東久留米市立市民体育施設使用条例施行規則の一部改正」の一部改正 ③「議案第3号東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正」の一部改正 ④「議案第4号東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正」の一部改正 ⑤市スポーツ推進委員の委嘱 ⑥市文化財保護審議会委員の委嘱 ⑦市民大学運営委員会委員の委嘱 ⑧市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ⑨市教育委員会職員の人事

<協議会>

開催日	件名
第1回 (25.4.22)	【案件】 ①教育振興基本計画
第2回 (25.7.25)	【案件】 ①平成26年度市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択
第3回 (26.2.13)	【案件】 ①市立第五小学校用地取得に係る経緯の説明 ②「東久留米市小学校給食調理業務委託導入計画の改定(平成25年度版)」

以上、会議回数及び審議案件数については以下のとおりである。

(1) 開催回数

◎定例会	12回	◎臨時会	12回	◎協議会	3回
------	-----	------	-----	------	----

(2) 審議案件数

◎議案	67件	◎報告事項	63件	◎協議事項	4件
-----	-----	-------	-----	-------	----

平成25年度教育委員会委員の活動概要一覧

《教育委員会委員》 敬称略 ※カッコ内は委員長・職務代理者の任期

氏名/委員長等の職務の任期	教育委員会委員の任期
教育委員会委員長	
井上 敏弘 / 平成24年12月22日～25年9月30日	平成21年10月1日～25年9月30日
尾関謙一郎 / 平成25年10月1日～、平成25年10月12日～	平成25年3月1日～29年2月28日
第一職務代理者	
矢部 晶代 / 平成25年10月1日～、平成25年10月12日～	平成25年10月12日～29年10月11日
第二職務代理者	
松本 誠一 / 平成25年10月1日～、平成25年10月12日～	平成23年10月1日～27年9月30日
委員	
名取はにわ	平成25年10月1日～29年9月30日
教育長	
永田 昇 / ～平成25年7月31日	平成21年8月1日～25年7月31日
直原 裕 / 平成26年4月1日～30年3月31日	平成26年4月1日～30年3月31日

※再任の委員もいますが任期は直近のものです。

※矢部教育委員会委員の任期の関係で、平成25年10月1日に2回選挙を実施した。

(1回目:平成25年10月1日～10月11日の職務決定のため、2回目:平成25年10月12日以降の職務決定のため)

< 東京都教育長会・東京都市町村教育委員会連合会・関東甲信越静市町村教育委員会連合会 >

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会(25.5.2 東京自治会館) ○東京都市町村教育委員会連合会第57回定期総会について ○被表彰者の選考について ○今後の事業予定について ほか
東京都市町村教育委員会連合会第57回定期総会及び情報交換会(25.5.24 東京自治会館) ○平成24年度事業報告・歳入歳出決算の承認について ○平成25年度事業計画(案)・歳入歳出予算(案)について ほか
関東甲信静市町村教育委員会連合会総会及び研修会(茨城大会)(25.5.31 つくば市) ○平成24年度事業報告・会計決算の承認について ○平成25年度事業計画(案)・会計予算(案)について ほか ○講演 演題「新しい世界を開くイノベーション(技術革新)～私の歩み」 講師:江崎玲於奈氏(横浜薬科大学学長、財団法人茨城県科学技術振興財団理事長)
東京都市町村教育委員会連合会第1回研修推進委員会(25.7.4 東京自治会館) ○平成25年度の研修内容について
東京都市町村教育委員会連合会第2回研修推進委員会(25.8.1 東京自治会館) ○平成25年度の研修内容について
東京都市町村教育委員会連合会第3回研修推進委員会(兼)第2回常任理事会、第2回理事会及び第2回常任理事会(25.8.22 東京自治会館) ○平成26年度研修実施計画について ○講話 演題「子どもたちの心の育成～いじめ問題への対応」 講師:儘田文雄氏(東京都多摩教育事務所指導課長)
東京都市町村教育委員会連合会管外視察(25.10.11 江戸川区・江東区) ○Global Indian International School(GIS)及びパナソニックセンターの視察

東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(25.10.23 東村山市)

○国立ハンセン病資料館の視察 ○講話「語り部に託す思い」 講師:佐川 修氏(多磨全生園入所者自治会長)、平沢保治氏(国立ハンセン病資料館運営委員)

東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会及び理事会、第2回理事研修会(26.1.17 東京自治会館)

○平成25年度管外視察研修会及びブロック研修会の実施・収支報告 ○平成26年度第58回定期総会について ○講演 演題「教育行政の現状と課題」 講師:安部典子氏(東京都多摩教育事務所所長)

東京都市町村教育委員会連合会研修会(26.2.6 東京自治会館)

○講演 演題「生き抜く力を育てる教育への挑戦～東日本大震災からの教育の再生と創造」 講師:及川幸彦氏(気仙沼市教育委員会学校教育課副参事兼指導主事)

<学校による各種行事への教育委員の参加>

入学式、卒業式、学校公開、学校一斉公開、運動会、文化祭、展覧会・作品展、学習発表会、研究発表会、ロードレース など

<市及び教育委員会による各種会議及び行事への教育委員会委員の参加>

校長会、市立小・中学校教育活動実践報告会、社会を明るくする運動、市立中学校生徒の全国大会出場激励会、市民文化祭、市表彰式典、小・中学校連合作品展・書写展、中学生「駅伝大会」結団式など